

**直方市地域福祉計画
【第2次計画（案）】**

はじめに

挨拶文挿入

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 「地域福祉」という考え方	2
(1)「地域」とは	2
(2)「地域福祉」とは	3
(3) 国の動向	3
3 計画の位置づけ	5
4 福祉分野の個別計画の概要	6
5 計画の期間	9
第2章 直方市の現状	10
1 各種統計データからみる直方市	10
(1) 人口・世帯の状況	10
(2) 高齢者の状況	13
(3) 児童の状況	16
(4) 障がいのある人の状況	17
(5) 支援が必要な人の状況	18
(6) 地域の福祉資源の状況	20
2 前回計画の振り返り	21
3 取り組むべき課題	23
第3章 計画の基本方針	26
1 計画の基本理念	26
2 基本目標	26
3 計画の体系	27
第4章 施策体系と取り組み事項	29
1 基本目標①：協働の地域とひとづくり	30
2 基本目標②：暮らしをささえる基盤づくり	33
3 基本目標③：参加と連携のしくみづくり	45
第5章 計画の推進	50
資料編	51

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の総人口は平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少傾向へ転じ、人口の減少はもはや我が国における所与の条件となったといっても過言ではありません。

実際、国の調査により、日本は今後長期の人口減少過程が続き、令和 35 年（2053 年）には総人口が 1 億人を割る見込みであることに加え、令和 17 年（2035 年）には 3 人に 1 人が高齢者となり、令和 47 年（2065 年）には 2.4 人に 1 人が高齢者になると推計されています。このように人口が減少しつつ、高齢化がさらに進展する状況下において、私たち、あるいは将来世代の子どもたちは生きていくこととなります。

このような新しい人口動態局面の中でどのようにして社会の活力を維持していくかということが重要な課題となってきます。そして、社会の活力の維持という問題は決して私たちの生活から遠く離れた場所で起こっていることではありません。私たちが暮らす地域、家庭、職場といった生活上のさまざまな場所でささえあいの基盤が弱体化しつつあります。この弱体化の中で、地域から孤立し、困り果て、誰にも相談できない人々は徐々に、しかし、確実に増加しています。

そこで、地域における人と人とのつながりを再構築しつつ、社会の活力を取り戻すための取り組みが必要となります。ささえあいの基盤が弱体化しつつある中において、孤立し、生活に困難を抱えつつ相談することもできない人を見守り、支援へと道案内する社会をつくり上げる必要があります。

地域福祉計画は、誰もがささえあい、誰もが地域の中で自分らしい生活を送れるような社会を目的としています。

このような社会を実現するための課題は数多くあります。

社会環境や家族構成、人々の価値観やライフスタイルの変化等を背景に、地域の課題が多様化し、子どもや高齢者、障がい者に向けた公的サービスへのニーズは高まってきました。しかし、増加・複雑化するそれらのニーズに伴う扶助費を全て補うことはますます難しい状況になっています。このように限りある状況下であっても、将来の直方市に目を向け、未来を担う子どもたちや一人でも多くの市民が健やかにその一生を過ごせるように、「子どもの幸せの実現」と「健康寿命の延伸」を直方市福祉の重要テーマとしています。この未来を実現するための新たな可能性として、活性化する福祉ボランティアや NPO、地域住民組織の活動があります。市民による「自助」や「共助」を原動力とする福祉の取り組みも本市の将来を担う重要な取り組みです。

このように福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、市民によるまちづくり・社会づくりの活動と手を取りつつ、市民を主体とした行政や地域との協働による福祉を進めていきます。

本計画は、このような理念を基に、各個別計画に共通する地域福祉の取り組み等を整理・集約し、本市における地域福祉推進の基本計画として策定するものです。

2 「地域福祉」という考え方

(1) 「地域」とは

地域福祉を進めていくうえでの「地域」のとらえ方は、地域の課題や取り組みの大きさにより、その時々で異なってきます。

市全体で取り組むこと、市内各地区で取り組むこと、市民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、地域を重層的な圏域であると捉え、各圏域で取り組むべき課題にあらゆる人が主体的に参画しながら地域での問題解決を行う必要があります。

本市では、地域福祉の活動やサービスの内容に応じた圏域を概ね下図のようにイメージして取り組みます。

【福祉圏域のイメージ】

大圏域【市全域】

市全体で取り組むべき課題や、全体で取り組んだ方が効率的なことについて取り組む単位。

中圏域【中学校区、日常生活圏域（高齢者福祉）】

小学校単位で解決することが難しい問題等に対して対処する単位。
複数校区を合わせた地域包括ケア推進単位（日常生活圏域）。

小圏域【小学校区】

基礎圏域での取り組みで解決することが難しい問題等に対し、近隣の小地域同士の活動が結びついて取り組みが行われる範囲。

基礎圏域（小地域）【自治会（自治区公民館）】

交流やささえあいなどの日常的な地域活動の基礎となる単位。

(2) 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、“地域に住む誰もが”、“地域で”、その人らしい生活を送れるよう、市民、ボランティア、NPO、事業者、市、社会福祉協議会等が協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

そのためには、その地域に暮らす人々の目線から課題を探し出し、その課題にかかわりのあるすべての人が自身の課題（「我が事」）として親身になって考え、活動していくことが必要となります。

このとき、自分でできることは自分です（自助）、地域でのボランティアや住民同士の活動でささえあう（共助）、専門的な福祉サービスを提供する（公助）という、「自助」「共助」「公助」という考え方が重要です。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、この「自助」「共助」「公助」を踏まえた“地域の助け合いによる福祉”が「地域福祉」の考え方です。

(3) 国の動向

前回計画である『直方市地域福祉計画』が策定された平成 28 年 3 月以降、地域福祉に関する法律や制度は社会情勢に合わせ変化してきました。

最も大きな変化の 1 つは、地域福祉計画の根拠となる社会福祉法の一部改正です。

この改正法の中では、地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」となり、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められています。地域に暮らす一人ひとり、地域で活躍する企業、団体、それらすべてが地域づくりの主体である、ということを宣言しています。

また、同法第 107 条では、「市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする」と記載され、平成 30 年度から地域福祉計画の策定が努力義務化されました。「直方市第 2 次地域福祉計画」も上記規定に基づく市町村地域福祉計画です。

この地域福祉計画では以下の 5 つの項目を盛り込むべきであるとされています。

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5. 包括的な支援体制の整備に関する事項

本計画でも、上記の 5 つの事項を踏まえつつ、直方市のこれからの取り組みを定めていきます。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

令和元年六月十四日公布（令和元年法律第三十七号）改正

令和二年四月一日 施行

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第七百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

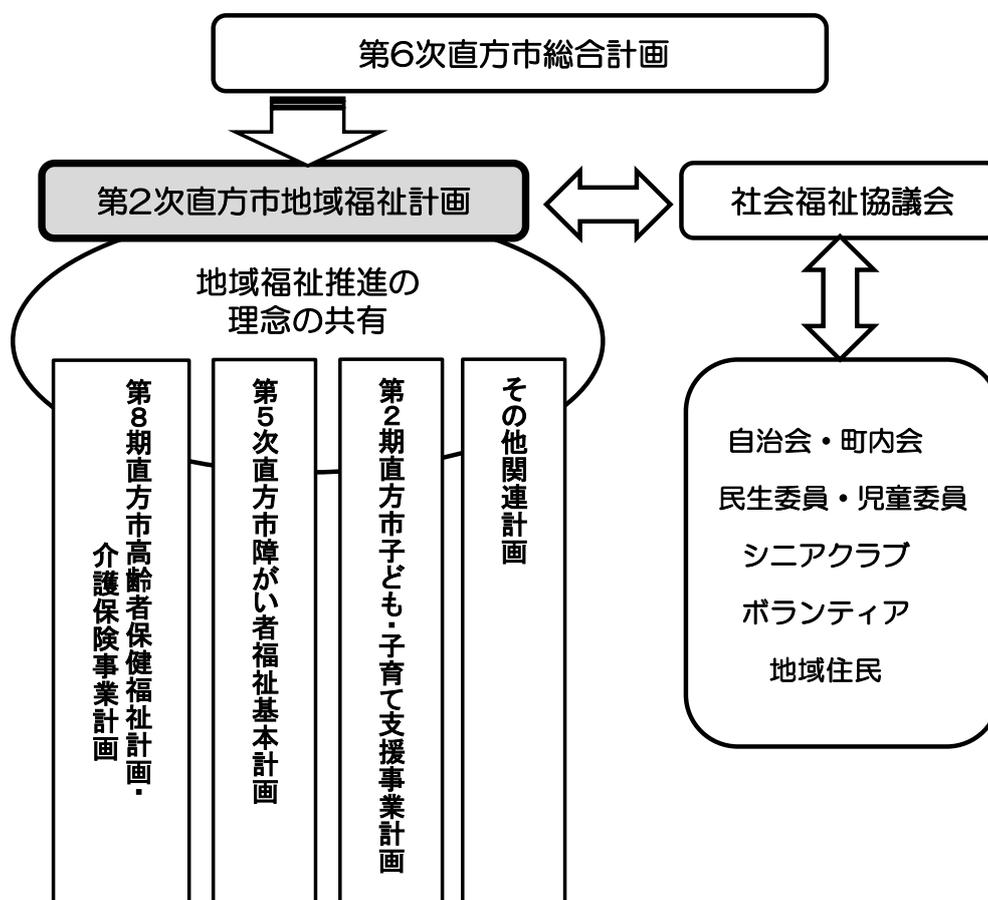
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 計画の位置づけ

第2次直方市地域福祉計画は、社会福祉法 第107条において策定が努力義務とされている市町村地域福祉計画であり、市町村における福祉分野の基本計画として、福祉の推進のための施策を総合的に示すものです。

この計画は、第6次直方市総合計画を最上位計画とし、総合計画中で示された直方市の都市将来像、基本目標、施策の大綱と歩みを同じくするものです。

他にも福祉分野の関連計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者福祉基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画などとも整合を図っていきます。



4 福祉分野の個別計画の概要

①介護保険・高齢者福祉分野

直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき3年ごとの改定を行っており、令和3年3月に第8期計画が策定されました。

第8期計画では、「団塊ジュニア世代」が高齢者となる2040年までの本市の状況を見据えて、高齢者のための医療、介護、予防、住まい、生活支援が地域の中で包括的に確保される「地域包括ケアシステム」のさらなる充実・強化及び健康寿命の延伸に向けた事業に取り組むこととしています。

名 称	第8期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画																										
根 拠 法	介護保険法・老人福祉法																										
計画期間	令和3～5年度（3年間）																										
基本理念	『地域でささえあう高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり』																										
計画体系	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本理念</th> <th>基本目標</th> <th>主要施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">地域でささえあう高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり</td> <td rowspan="4">基本目標1 高齢者を地域でささえあうまちづくり</td> <td>1. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進</td> </tr> <tr> <td>2. 認知症施策の推進</td> </tr> <tr> <td>3. 家族介護者への支援の充実</td> </tr> <tr> <td>4. 高齢者を支える担い手づくり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基本目標2 高齢者が健康で活躍できるまちづくり</td> <td>1. 健康寿命の延伸</td> </tr> <tr> <td>2. 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進</td> </tr> <tr> <td>3. 生きがいつくりの活動の推進</td> </tr> <tr> <td>4. 高齢者の社会参加・働く場の充実</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基本目標3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり</td> <td>1. 在宅医療・介護の連携の充実</td> </tr> <tr> <td>2. 地域包括支援センターの機能強化</td> </tr> <tr> <td>3. 高齢者福祉サービスの充実</td> </tr> <tr> <td>4. 高齢者の虐待防止と権利擁護に関する取組の推進</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5. 高齢者が安心して住み続けられる住まいの充実</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6. 安全・安心なまちづくり</td> </tr> </tbody> </table>		基本理念	基本目標	主要施策	地域でささえあう高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり	基本目標1 高齢者を地域でささえあうまちづくり	1. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	2. 認知症施策の推進	3. 家族介護者への支援の充実	4. 高齢者を支える担い手づくり	基本目標2 高齢者が健康で活躍できるまちづくり	1. 健康寿命の延伸	2. 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進	3. 生きがいつくりの活動の推進	4. 高齢者の社会参加・働く場の充実	基本目標3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	1. 在宅医療・介護の連携の充実	2. 地域包括支援センターの機能強化	3. 高齢者福祉サービスの充実	4. 高齢者の虐待防止と権利擁護に関する取組の推進			5. 高齢者が安心して住み続けられる住まいの充実			6. 安全・安心なまちづくり
基本理念	基本目標	主要施策																									
地域でささえあう高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり	基本目標1 高齢者を地域でささえあうまちづくり	1. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進																									
		2. 認知症施策の推進																									
		3. 家族介護者への支援の充実																									
		4. 高齢者を支える担い手づくり																									
	基本目標2 高齢者が健康で活躍できるまちづくり	1. 健康寿命の延伸																									
		2. 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進																									
		3. 生きがいつくりの活動の推進																									
		4. 高齢者の社会参加・働く場の充実																									
	基本目標3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	1. 在宅医療・介護の連携の充実																									
		2. 地域包括支援センターの機能強化																									
		3. 高齢者福祉サービスの充実																									
		4. 高齢者の虐待防止と権利擁護に関する取組の推進																									
		5. 高齢者が安心して住み続けられる住まいの充実																									
		6. 安全・安心なまちづくり																									

②障がい者福祉分野

直方市障がい者福祉基本計画は、障害者基本法の規定に基づき6年ごとの改定を行っており、令和3年3月に第5次計画が策定されました。

第5次計画では、すべての障がいのある方が、地域で安心した生活を送ることができるよう、障がい福祉人材の確保、障がい者の社会参加をささえる取り組みの強化、障がい者の地域生活をささえるための体制づくりに取り組んでいきます。

名 称	第5次直方市障がい者福祉基本計画											
根 拠 法	障害者基本法											
計画期間	令和3～8年度（6年間）											
基本理念	『障がいのある人もない人も ともに自立して暮らせる住みよいまち のおがた』											
計画体系	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本理念</th> <th>基本目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8"> ともに自立して暮らせる住みよいまち 障がいのある人もない人も のおがた </td> <td> 基本目標1 障がい者理解の促進【啓発・広報、権利擁護】 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標2 自分らしく働ける環境づくり【雇用・就業】 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標3 安心して生活するための保健・医療の充実【保険・医療】 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標4 子どもの可能性を伸ばす一貫した亮右育・教育の充実【療育・教育】 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標5 地域生活を支える多様な支援の充実【福祉サービス等】 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標6 生きがいづくりや社会参加の促進【社会参加】 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標7 障がい者を支える人づくりの推進【人材育成】 </td> </tr> <tr> <td> 基本目標8 安心して生活できるまちづくりの推進【まちづくり】 </td> </tr> </tbody> </table>	基本理念	基本目標	ともに自立して暮らせる住みよいまち 障がいのある人もない人も のおがた	基本目標1 障がい者理解の促進【啓発・広報、権利擁護】	基本目標2 自分らしく働ける環境づくり【雇用・就業】	基本目標3 安心して生活するための保健・医療の充実【保険・医療】	基本目標4 子どもの可能性を伸ばす一貫した亮右育・教育の充実【療育・教育】	基本目標5 地域生活を支える多様な支援の充実【福祉サービス等】	基本目標6 生きがいづくりや社会参加の促進【社会参加】	基本目標7 障がい者を支える人づくりの推進【人材育成】	基本目標8 安心して生活できるまちづくりの推進【まちづくり】
基本理念	基本目標											
ともに自立して暮らせる住みよいまち 障がいのある人もない人も のおがた	基本目標1 障がい者理解の促進【啓発・広報、権利擁護】											
	基本目標2 自分らしく働ける環境づくり【雇用・就業】											
	基本目標3 安心して生活するための保健・医療の充実【保険・医療】											
	基本目標4 子どもの可能性を伸ばす一貫した亮右育・教育の充実【療育・教育】											
	基本目標5 地域生活を支える多様な支援の充実【福祉サービス等】											
	基本目標6 生きがいづくりや社会参加の促進【社会参加】											
	基本目標7 障がい者を支える人づくりの推進【人材育成】											
	基本目標8 安心して生活できるまちづくりの推進【まちづくり】											

③児童福祉分野

直方市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき5年ごとの改定を行っており、令和2年度3月から第2期計画を推進しています。

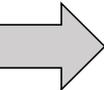
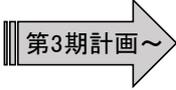
第2期計画では、家庭における子育て、地域社会における子育て、保育所・幼稚園・小学校等における子育てを基本的な視点とし、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、保護者の子育てを社会全体で支援する体制の構築の実現を目指しています。

名 称	第2期直方市子ども・子育て支援事業計画		
根 拠 法	子ども・子育て支援法		
計画期間	令和2～6年度（5年間）		
基本理念	『自然が好き 人が好き 子どもたちの笑顔輝くまちづくり』		
計画体系	自然が好き 人が好き 子どもの笑顔輝くまちづくり	理 念	施 策
		区 分	
		幼児期の教育・保育	1. 小学校就学前教育・保育施設と特定地域型保育事業
		地域子ども・子育て支援事業	1. 時間外保育事業（延長保育）
			2. 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
			3. 子育て短期支援事業（ショートステイ）
			4. 地域子育て支援拠点事業
			5. 一時預かり事業
			6. 病児・病後児保育事業
			7. 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） [就学児]
			8. 利用者支援事業
			9. 妊婦健康診査
			10. 乳児家庭全戸訪問事業
			11. 養育支援訪問事業
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業			
13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業について			
その他の子育て支援施策	1. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取り組み		
	2. 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援施策		
	3. 障がい児施策の充実等		
	4. 労働者の職業生活と家庭生活の両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携		
	5. 施設整備計画		

5 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や関連法制度の変更等が生じた場合には、次期計画策定時に見直しを行います。

令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)
直方市総合計画・ 後期基本計画 (第5次/H28～R2年度)	直方市総合計画(第6次/R3～12年度) 前期基本計画(R3～7年度)				
直方市地域福祉計画 (第1次/H28～R2年度)	直方市地域福祉計画 (第2次/R3～7年度)				
直方市高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画 (第7期/H30～R2年度)	直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (第8期/R3～5年度)			第9期計画～ 	
直方市障がい者 福祉基本計画 (第4次/H29～R2年度)	直方市障がい者福祉基本計画 (第5次/R3～8年度)				
直方市子ども・子育て支援事業計画 (第2期/R2～6年度)				第3期計画～ 	

第2章 直方市の現状

1 各種統計データからみる直方市

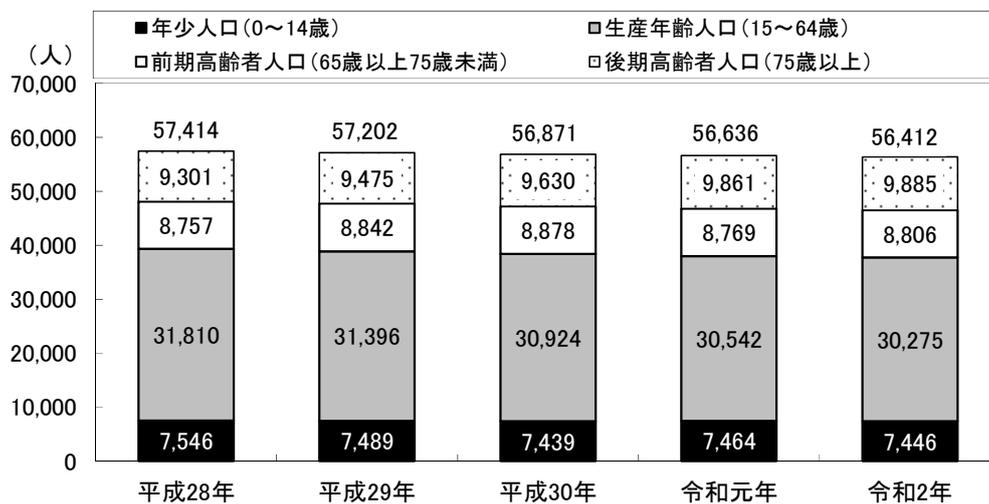
(1) 人口・世帯の状況

① 総人口・年齢4区分別人口割合

本市の総人口は、減少傾向にあり、令和2年8月1日現在で56,412人となっています。

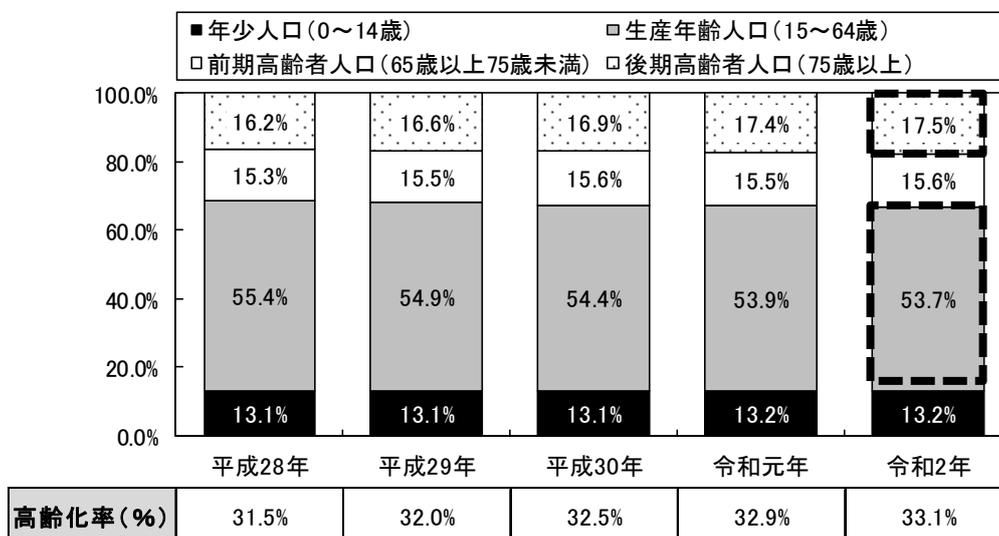
年齢4区分別人口割合をみると、後期高齢者人口（75歳以上）の割合は増加し、生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。年少人口（0～14歳）と前期高齢者人口（65歳以上75歳未満）は近年、大きな変化は見られません。

【総人口の推移】



【資料】住民基本台帳（平成28-令和元年：10月1日時点、令和2年：8月1日現在）

【年齢4区分別人口割合】



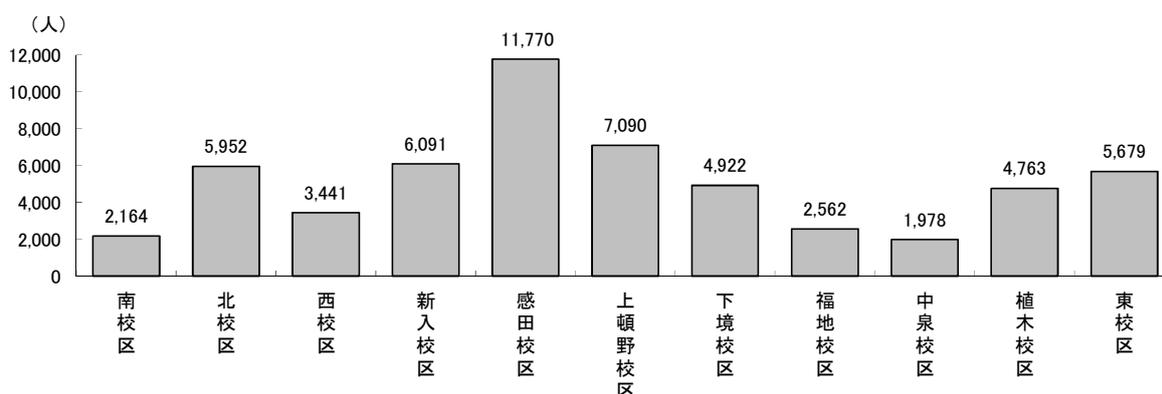
【資料】住民基本台帳（平成28-令和元年：10月1日時点、令和2年：8月1日現在）

②校区别人口・校区别年齢3区分別人口割合

令和2年8月1日現在の校区别人口をみると、感田校区が11,770人と最も多くなっています。最も少ない人口の校区は中泉校区で1,978人となっています。

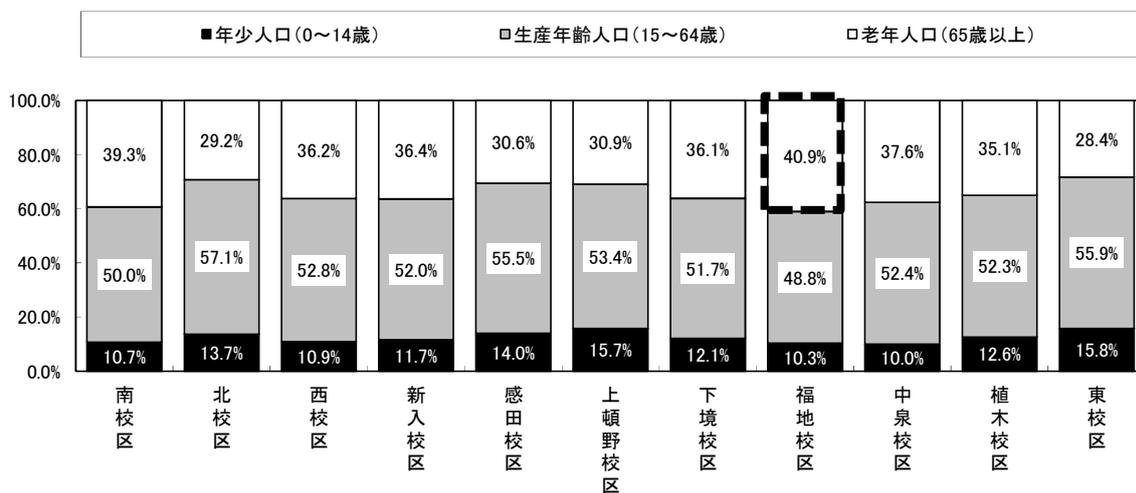
校区别年齢3区分別人口割合をみると、年少人口割合（0～14歳）では、東校区（15.8%）で最も多く、生産年齢人口割合（15～64歳）では北校区（57.1%）が最も多くなっています。また、老年人口割合（65歳以上）では、福地校区（40.9%）で最も多くなっています。

【校区别人口割合】



【資料】住民基本台帳（令和2年8月1日現在）

【校区别年齢3区分別人口割合】



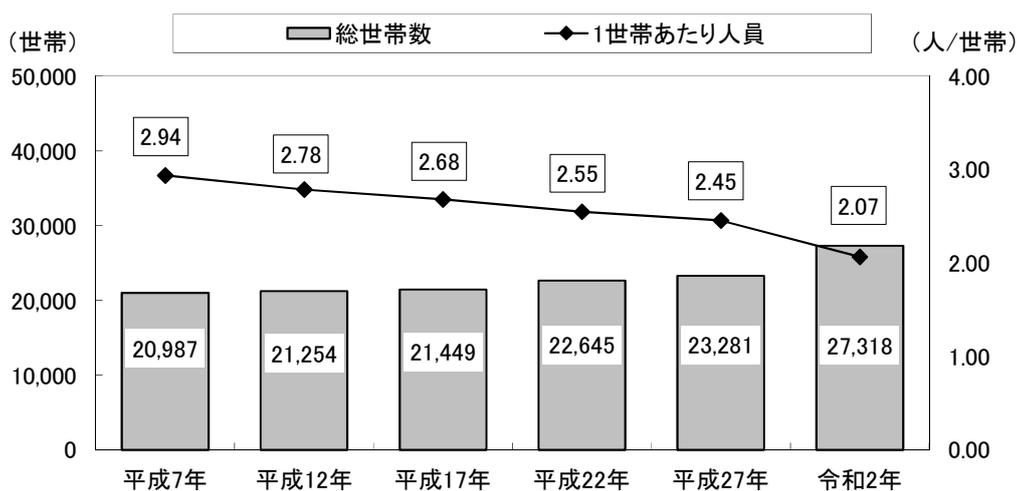
【資料】住民基本台帳（令和2年8月1日現在）

③総世帯数・1世帯あたり人員

総世帯数をみると、増加傾向にあり、令和2年8月1日現在では27,318世帯となっています。

また、1世帯あたり人員については、一貫して減少傾向にあり、令和2年8月1日現在では2.07人と世帯規模は縮小しています。

【総世帯数・1世帯あたり人員】



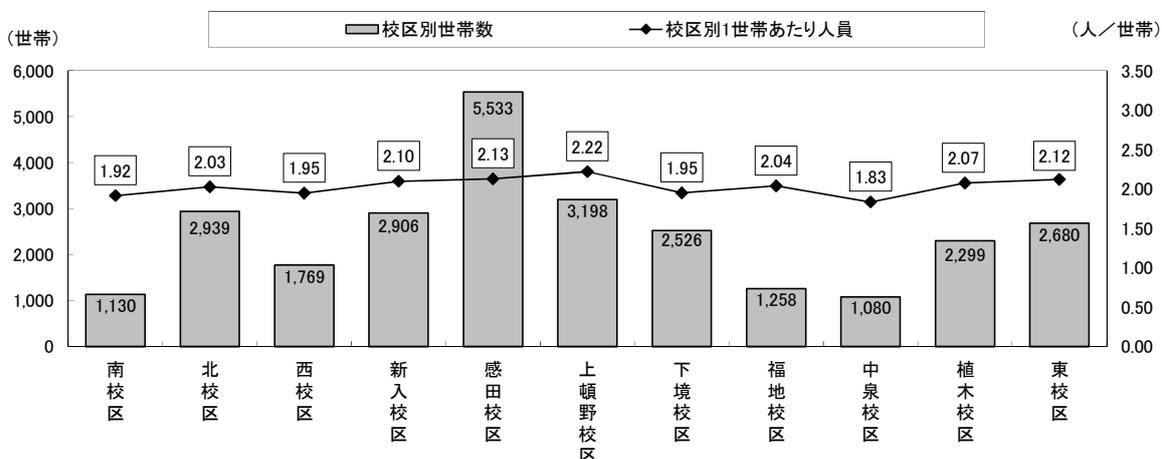
【資料】平成7-27年：国勢調査（各年10月1日）
令和2年：住民基本台帳（8月1日現在）

④校別世帯数・校別1世帯あたり人員

令和2年8月1日現在の校別世帯数をみると、感田校区が5,533件と最も多くなっており、校別人口規模に比例して世帯数も多くなっています。

校別1世帯あたり人員は、上頓野校区（2.22人）、感田校区（2.13人）、東校区（2.12人）等で多く、南校区（1.92人）、中泉校区（1.83人）等で少なくなっています。

【校別世帯数・校別1世帯あたり人員】



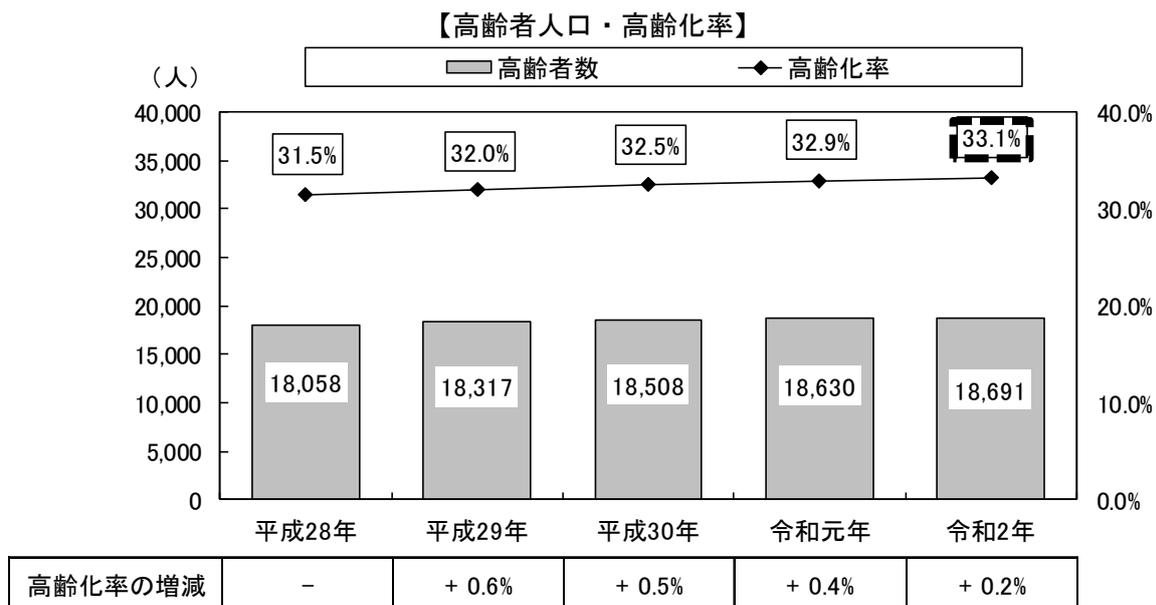
【資料】住民基本台帳（令和2年8月1日現在）

(2) 高齢者の状況

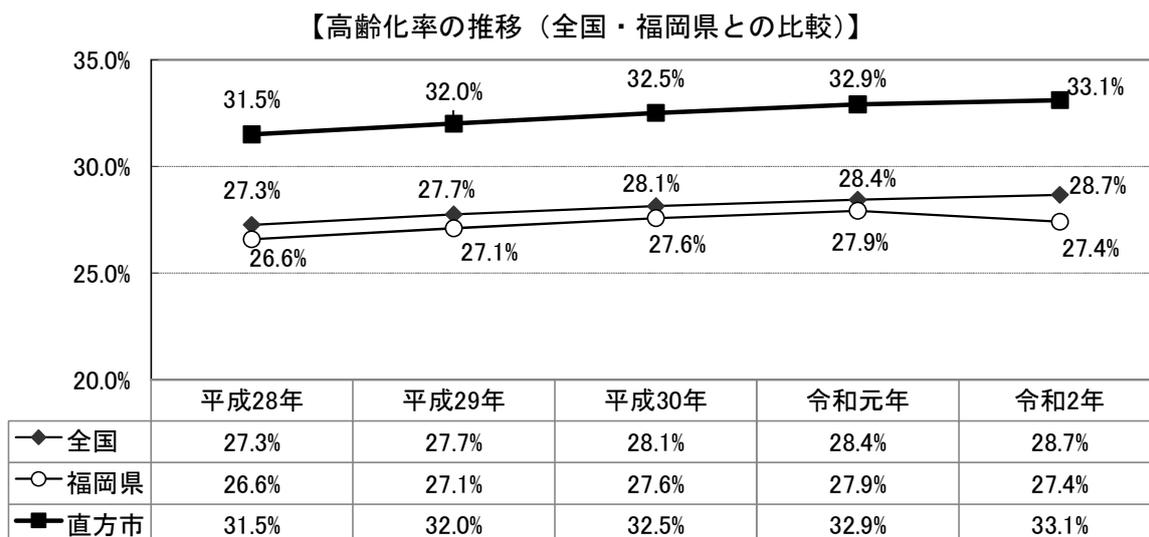
① 高齢者人口・高齢化率

65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成28年の18,058人から令和2年には18,695人と、4年間で637人増え、増加が顕著になっています。さらに、総人口が減少している影響もあり、高齢化率は年々増加、令和2年では33.1%となっています。

一方、高齢化率の伸び幅は近年、減少傾向にあり、高齢化の速度は減速しています。ただし、全国・福岡県と比較すると高い水準で推移しており、全国的にも高齢化率が高い地域であることがわかります。



【資料】統計直方（各年3月末現在）



【資料】（全国・県）総務省統計局「人口推計」

（平成28-令和元年：10月1日現在、令和2年6月1日現在）

（県）福岡県「福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移」

（令和2年4月1日現在）

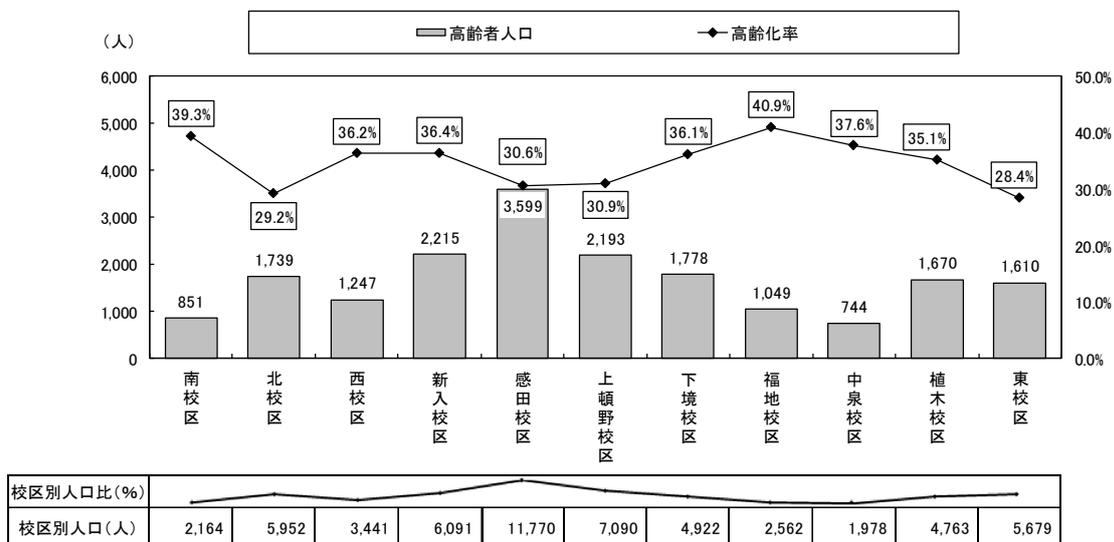
（市）住民基本台帳（各年10月1日現在、令和2年のみ8月1日現在）

②校区別高齢者人口・校区別高齢化率

令和2年8月1日現在の校区別高齢者人口をみると、概ね校区別人口規模に比例して高齢者人口も多くなっています。

一方、校区別高齢化率では、南校区（39.3%）や福地校区（40.9%）で高くなっており、東校区（28.4%）で最も低くなっています。

【校区別高齢者人口・校区別高齢化率】

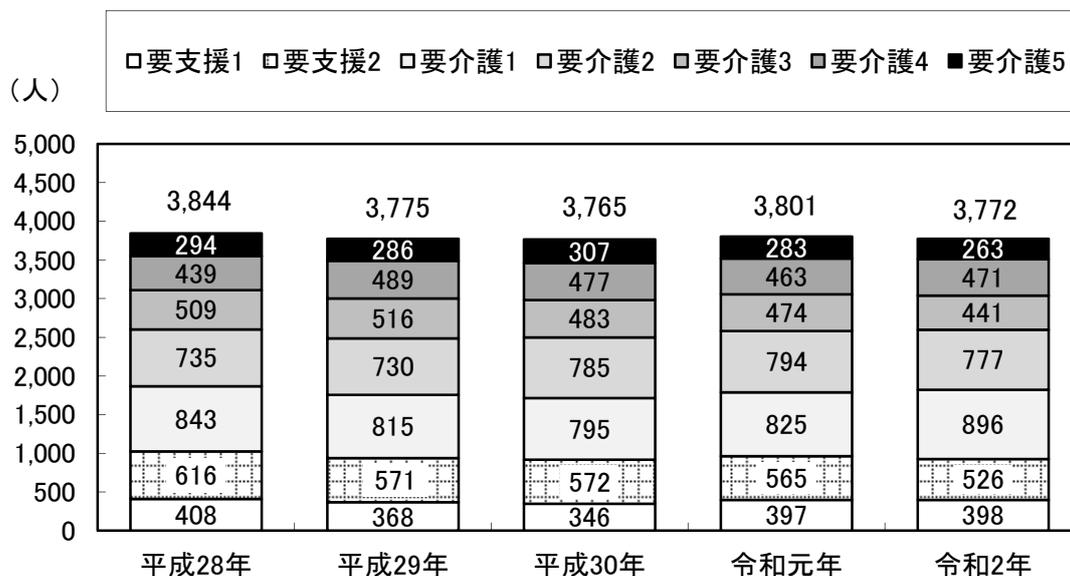


【資料】住民基本台帳（令和2年8月1日現在）

③要介護認定状況

要介護認定者数は、平成28年からやや減少傾向にあり、令和2年7月1日で3,772人となっています。要介護認定別にみると、要介護1は増加傾向にあります。

【要介護認定の推移】



【資料】保険課調べ（平成28～令和元年年：10月1日時点、令和2年：7月1日現在）

④在宅高齢者世帯の状況

在宅高齢者世帯の状況をみると、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯はともに増加しており、特に高齢者単身世帯は、平成12年では9.9%であるのに対し、平成27年では15.4%と増加しています。また、一般世帯に占める単身世帯の割合と高齢者単身世帯数の割合はどちらも増加傾向にあり、単身世帯数の約半数が高齢者単身世帯数となるように推移しています。

なお、令和2年4月1日現在、直方市における介護施設等の入所者数は1,726人ですが、このうち37.4%にあたる646人は介護保険における住所地特例の対象者、つまり市外からの転入者にあたります。

【在宅高齢者世帯の状況】

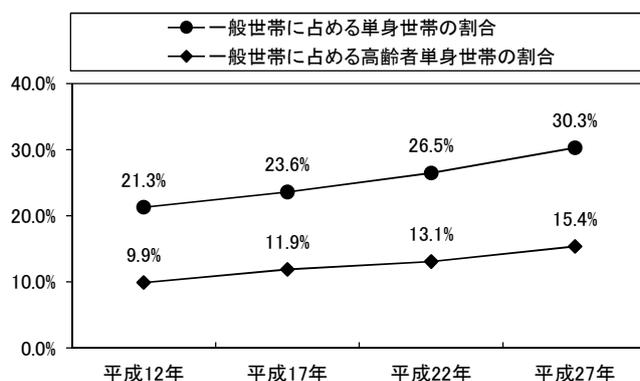
(単位:世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	21,199	21,449	22,606	23,217
高齢者のいる世帯数	8,659	9,636	10,401	11,451
	40.8%	44.9%	46.0%	49.3%
高齢者単身世帯	2,089	2,555	2,951	3,571
	9.9%	11.9%	13.1%	15.4%
高齢者夫婦世帯	1,828	2,186	3,010	2,799
	8.6%	10.2%	13.3%	12.1%
高齢者同居世帯	4,742	4,895	4,440	5,081
	22.4%	22.8%	19.6%	21.9%

【資料】平成12～27年：国勢調査（各年10月1日）

※高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯。

【一般世帯に占める単身世帯数・高齢者単身世帯数】



【資料】平成12～27年：国勢調査（各年10月1日）

【介護施設等の入居者数】

(単位:人)

施設種類	入居者数	市内		市外	
		市内	市外	市内	市外
介護老人福祉施設	272	168	104		
介護老人保健施設	267	199	68		
認知症対応型共同生活介護	86	86	0		
特定施設入居者生活介護	375	231	144		
軽費老人ホーム	234	154	80		
その他(有料老人ホーム・サ高住)	492	242	250		
総計	1726	1080	646		

【資料】直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画資料から抜粋（令和2年4月1日）

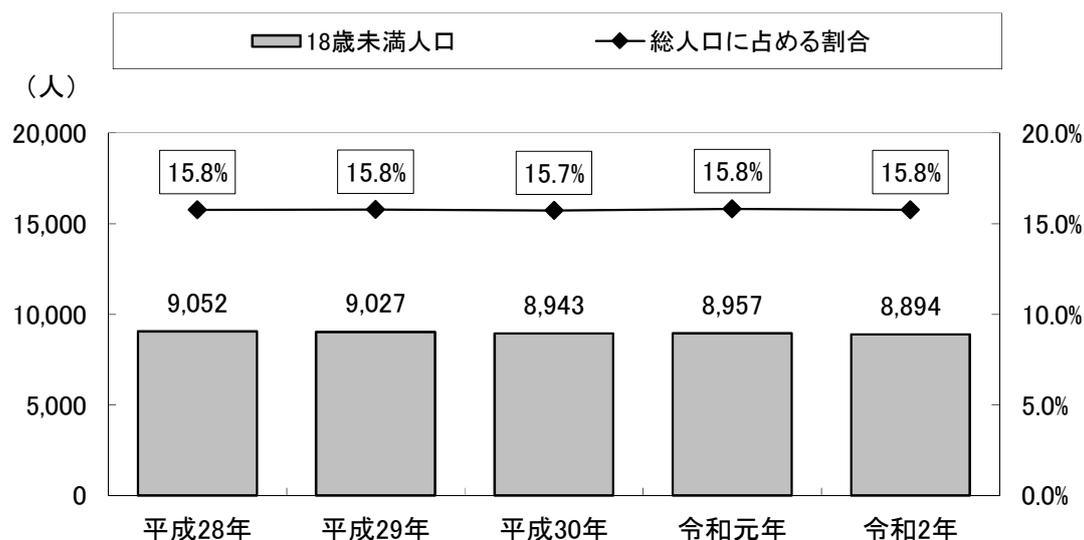
(3) 児童の状況

①18歳未満人口

18歳未満人口は、減少傾向にあり、令和2年8月1日現在で8,894人となっています。

一方で、総人口に占める18歳未満人口割合は過去5年間で変動しておらず、18歳未満人口の減少は、総人口の減少の影響を受けた結果であると考えられます。

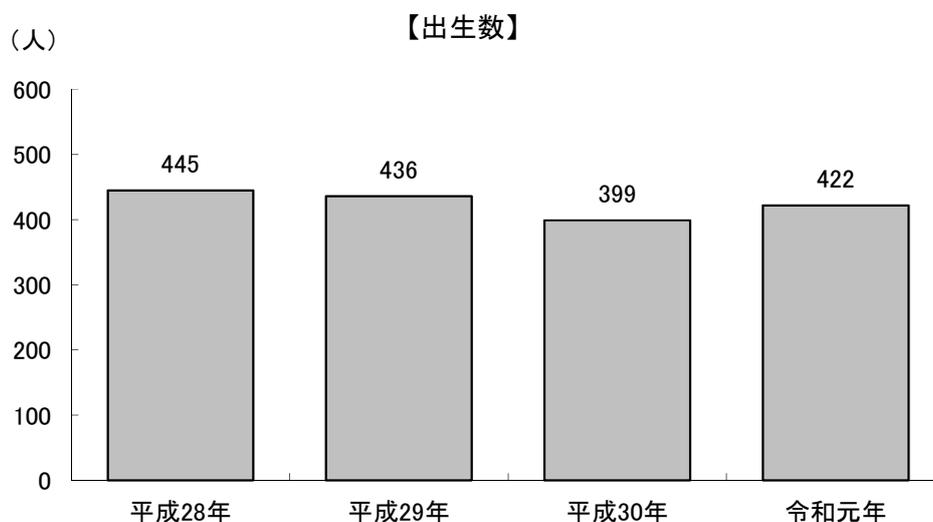
【18歳未満人口の推移】



【資料】住民基本台帳（平成28～令和元年：10月1日現在、令和2年：8月1日現在）

②出生数

出生数は、平成30年の399人からは増加したものの、減少傾向にあり、令和元年では422人となっています。



【資料】平成28-30年度：統計直方、令和元年度：こども育成課に確認

(4) 障がいのある人の状況

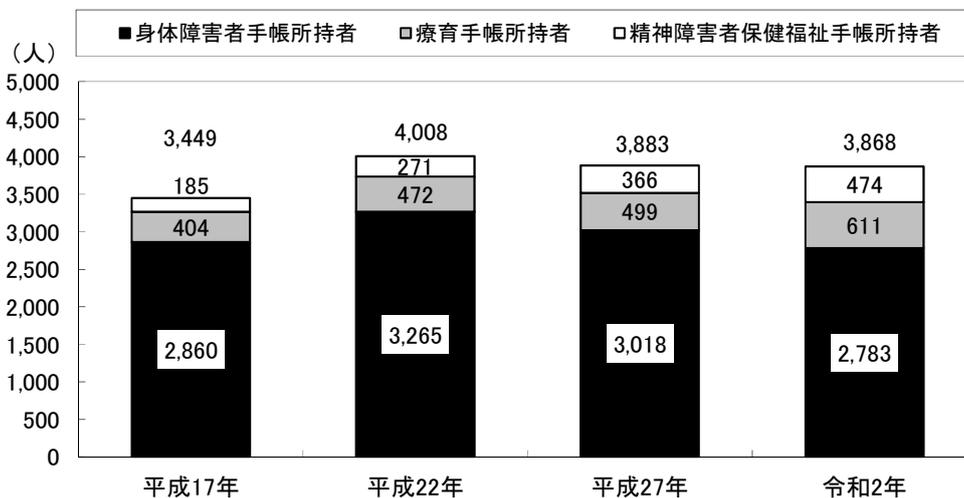
① 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者については、平成 22 年に 4,008 人と最も多くなりますが、その後は減少を続け令和 2 年度では 3,868 人となっています。

障がいごとにみても、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者については増加傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者はこの 15 年間で約 2.5 倍にも増加しています。また、身体障害者手帳所持者は平成 22 年に 3,265 人と最も高くなるものの、その後は減少を続け、令和 2 年には平成 17 年と同水準にまで減少しています。

また、令和 2 年 8 月 1 日現在の総人口に占める手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者は 4.9%、療育手帳所持者は 1.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者は 0.8%となっており、全体の 6.9%の人が手帳を所持しています。

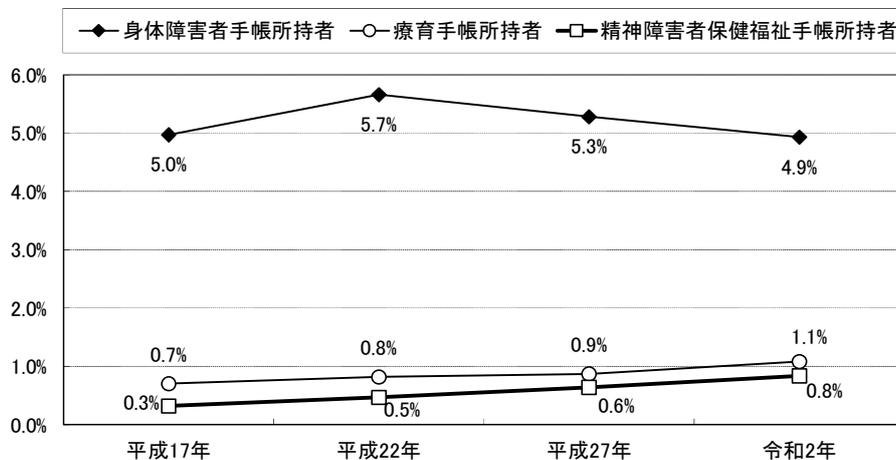
【障害者手帳所持者の推移】



【資料】平成 17~27 年：主要施策の成果説明書

令和 2 年：ウェルタス福祉システムから出力（8 月 1 日現在）

【総人口に占める手帳所持者の割合】



【資料】平成 17~27 年：主要施策の成果説明書

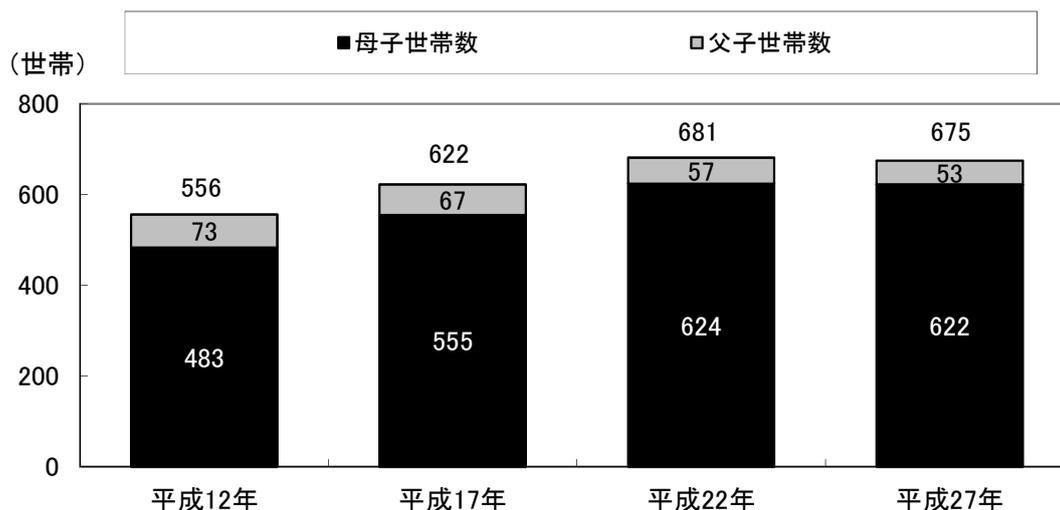
令和 2 年：ウェルタス福祉システムから出力（8 月 1 日現在）

(5) 支援が必要な人の状況

①母子・父子世帯の推移

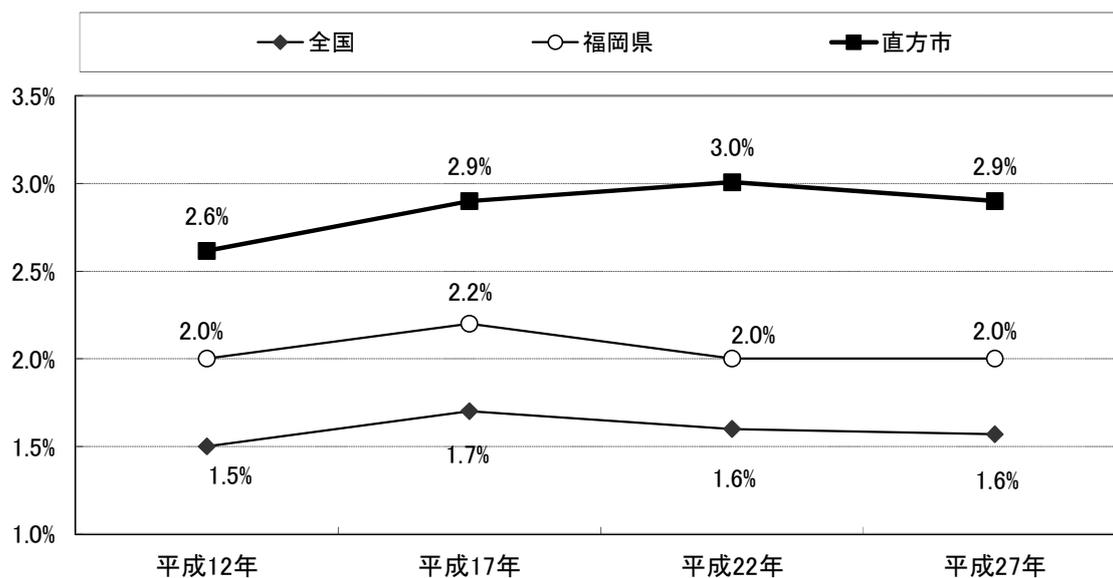
母子・父子世帯は、平成22年の681世帯で最も高く、平成27年では675世帯とやや減少するものの、全体として年々増加傾向となっています。一般世帯に占める母子・父子世帯の割合は、全国・福岡県よりも高い水準で推移しています。

【母子・父子世帯の推移】



【資料】国勢調査（各年10月1日）

【一般世帯に占める母子・父子世帯の割合（全国・福岡県との比較）】

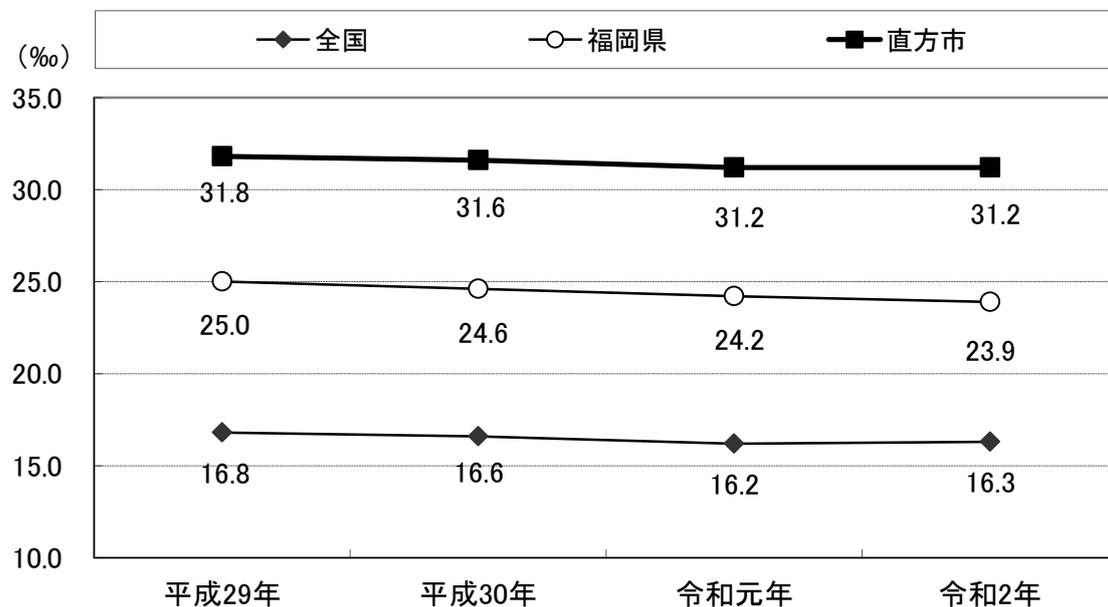


【資料】国勢調査（各年10月1日）

②生活保護率

生活保護率は、変動は少ないものの、全国・福岡県より高い水準で推移しています。

【生活保護率（全国・福岡県との比較）】



【資料】福岡県福祉労働部保護・援護課「福岡県的生活保護」（平成28年）

福岡県「生活保護速報」（平成29～令和元年各年10月1日現在、令和2年6月1日現在）

※保護率（人口千対）＝「被保護実人員（1か月平均）」÷「各年10月1日現在総務省推計人口（総人口）」×1000

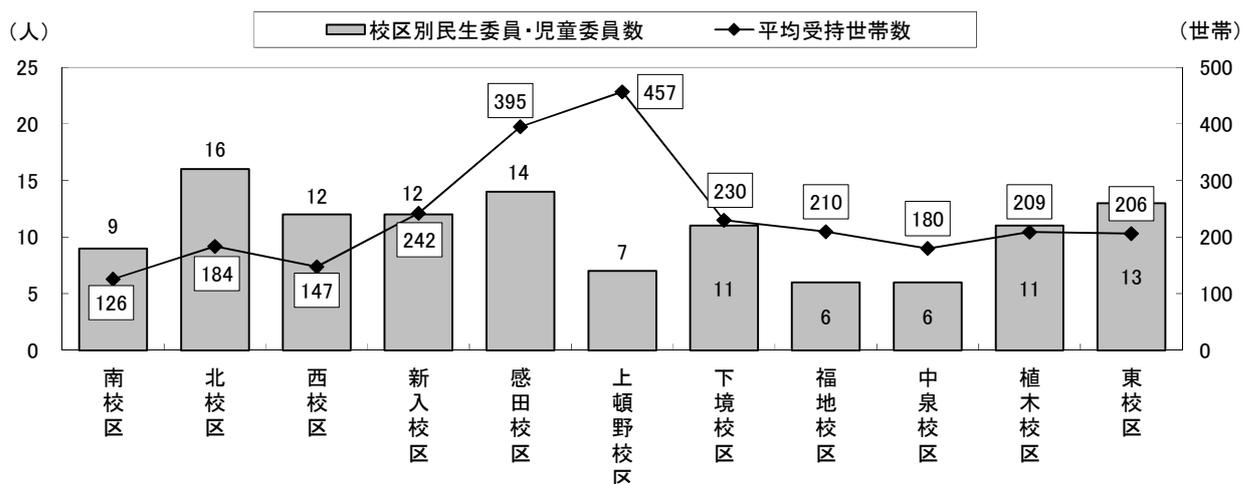
(6) 地域の福祉資源の状況

①校區別民生委員・児童委員

令和2年現在の校區別民生委員・児童委員数は北校区が(16人)が最も多く、次いで感田校区(14人)、東校区(13人)、新入校区(12人)、西校区(12人)となっています。

また、平均受持世帯数をみると、上頓野校区(457世帯)で最も多く、次いで感田校区(395世帯)、新入校区(242世帯)となっています。

【校區別民生委員・児童委員】



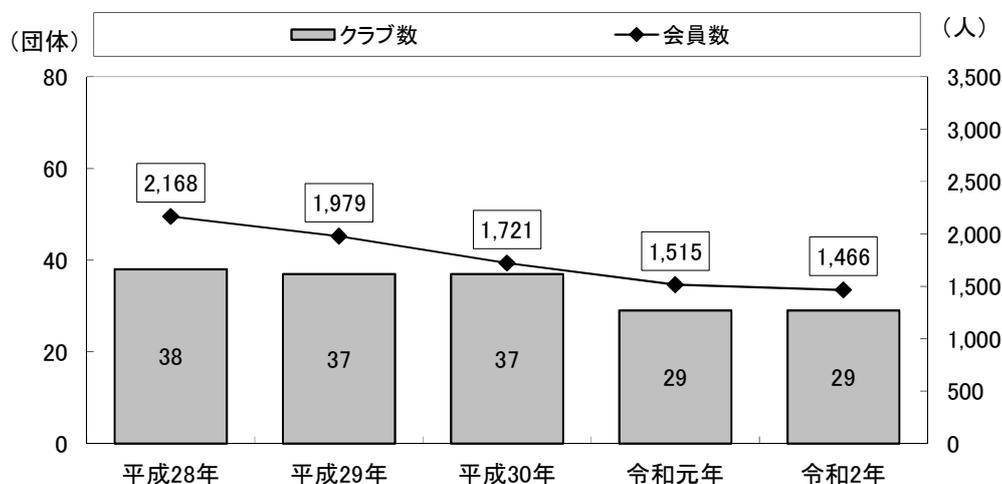
【資料】住民基本台帳(令和2年8月1日現在)

平均受持世帯数 = 「校區別世帯数」 ÷ 「民生委員・児童委員」

②シニアクラブの状況

令和2年では、団体数は29団体、登録人数は1,466人となっています。

【シニアクラブの状況】



【資料】主要施策の成果説明書(各年度4月1日現在)

令和2年度は防災・地域安全課に確認

2 前回計画の振り返り

本市では、平成28年から令和2年までを期間として、第1次直方市地域福祉計画を基盤としつつ各種福祉施策を運用してきました。

第2次地域福祉計画では、前回計画の理念を引き継ぎつつ福祉施策の発展を目指す観点から前回計画下での施策実施状況の振り返りを行います。

項目		実施 状況	今後の 方向性
基本目標①：安心な暮らしのための福祉基盤づくり			
1 情報提供の充実			
①市報での情報提供		実施	拡充
②個別福祉分野ごとのパンフレット等の情報提供		実施	継続
③インターネット等での情報提供		実施	継続
④情報バリアフリーの推進		一部 未実施	継続
2 相談体制の充実			
①高齢者福祉分野での相談体制の充実		実施	継続
②障がい者福祉分野での相談体制の充実		実施	拡充
③児童福祉分野での相談体制の充実		実施	継続
④生活支援に係る多様な相談機会の確保		実施	継続
3 困難事例等への対応体制の充実			
①地域ケア（個別）会議の充実（高齢者福祉分野）		実施	継続
②障害者等地域自立支援協議会の充実（障がい者福祉分野）		実施	拡充
③要保護児童対策地域協議会の充実（児童福祉分野）		実施	継続
④制度の狭間を生まないための分野間連携の強化		実施	継続
4 福祉サービスの充実			
①介護サービス・高齢者福祉サービスの充実		実施	継続
②障がい者福祉サービスの充実		実施	拡充
③保育サービス等の充実		実施	継続
④福祉サービスの人材確保と質の向上		実施	拡充
5 生活困窮者等への支援			
①地域等との連携の強化		実施	拡充
②生活困窮者の自立に向けた適正な支援		実施	継続
③生活困窮者支援を通じた地域づくりの推進		実施	継続
6 権利擁護対策の推進			
①成年後見制度等の活用促進		実施	継続
②高齢者虐待の防止		実施	継続

	③障がい者虐待の防止	実施	継続
	④児童虐待の防止	実施	継続
	⑤消費者被害の防止	実施	継続
基本目標②：福祉意識の醸成と地域の人材づくり			
1 地域福祉に関わる団体の活動促進			
	①社会福祉協議会との連携	実施	拡充
	②民生委員・児童委員との連携	実施	継続
	③その他関係団体との活動支援	実施	継続
2 ボランティア等の育成			
	①ボランティア全般の育成と活動支援	実施	継続
	②福祉分野におけるボランティアの育成と活動支援	実施	継続
3 福祉教育や啓発の推進			
	①人権教育の推進	実施	継続
	②学校での福祉教育の推進	実施	継続
	③福祉に関する啓発の推進	実施	継続
基本目標③：地域でのささえあいのしくみづくり			
1 地域のささえあいのネットワークづくり			
	①地域での要支援者の把握	実施	継続
	②小地域福祉活動の推進	実施	継続
	③地域でのささえあい活動の推進	実施	継続
2 地域と連携した災害対策の推進			
	①地域の防災体制の支援	実施	継続
	②避難行動要支援者対策の強化	実施	継続
	③福祉避難所の確保	実施	拡充

※複数の部署が実施している施策については、1部署でも実施していたら実施とした。

3 取り組むべき課題

ここでは、第2次計画で取り組む課題について整理します。

まず、基礎統計からみた直方市の現状としては、人口減少と合わせた民生委員・児童委員などの担い手の減少、高齢化や単身世帯高齢者数の増加、児童数の減少、母子父子家庭の増加などが挙げられます。

また、関係各課に行ったヒアリング結果からは、各種サービスの基盤については住民や担い手の減少などが指摘され、高齢者福祉については認知症高齢者への対応、災害時対応、成年後見制度の啓発、詐欺被害防止、児童福祉については貧困家庭児童の早期発見、転入家庭の子どもへの対応、障がい福祉については障がい者基幹相談支援センターの機能拡張、「親亡き後」への対応、生活困窮者支援については自立支援などが課題として挙げられました。また、その他にも防災意識の希薄さや福祉避難所の確保に関する地域差などが挙げられました。

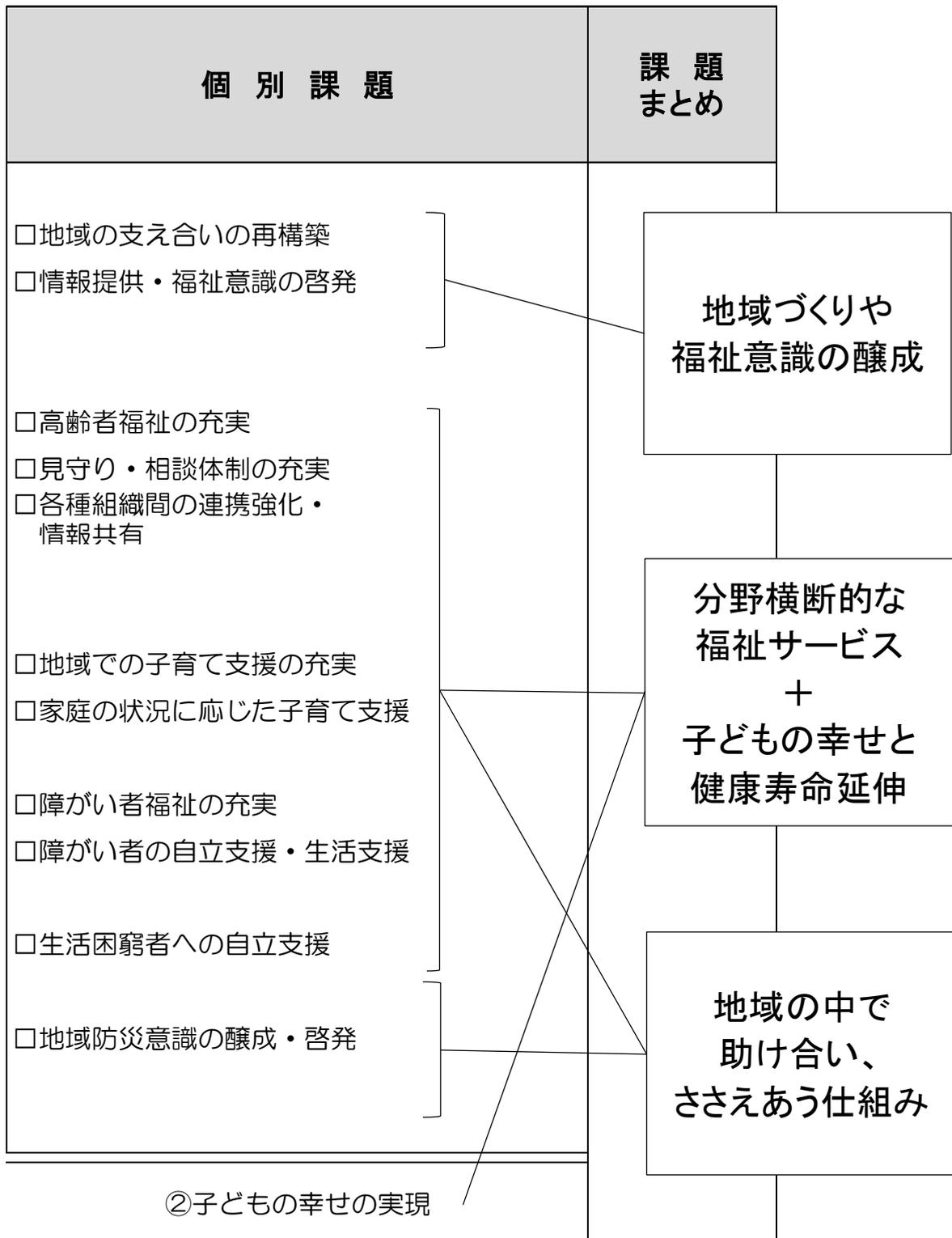
これらに加え、本市の市民すべての豊かな暮らしと将来のため、本市が重視すべき課題として、健康で健やかな一生を送ることを支援する「健康寿命の延伸」及び、これからの本市を担う子どもたちに豊かな子ども時代を約束する「子どもの幸せの実現」があると考えています。

このような本市の状況をまとめると、以下の3つの取り組むべき課題が挙げられます。

- ①人口減少下においても地域の活力を維持・促進するための地域づくりや福祉意識の醸成
- ②子育て、障がい、介護などの複数の分野にまたがる課題を抱えた人への対応を可能とする福祉サービスを充実し、「子供の幸せ」や「健康寿命の延伸」を実現する取り組みの創出
- ③それらの福祉サービスをよりきめ細かく行き届かせるために、行政と地域が協力し、地域の中で助け合い・ささえあうしくみづくり

これらの課題に取り組むにあたっては、支援を必要とする利用者を適切に認定し、適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要とするサービスを見極めたうえで、事業者がルールに従ってサービスを適切に提供することが重要です。適切なサービスの確保による費用の効率化を図ることは、市民の直方市福祉への信頼を高め、持続可能な地域福祉へとつながります。これからの本市の将来を担う子どもたちへできるだけ多くの資源を残せるよう、現在の支援が必要な人々に限りある資源でできる最大の福祉を提供できるよう、適正な運営に取り組んでいきます。

現状把握の結果	
統計・実績	ヒアリング・ 第1次計画の検証
<p>○少子高齢化</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少 生産年齢人口の減少 民生委員・児童委員の減少 <p>○高齢化</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口の増加 単身世帯高齢者の増加 <p>○児童数の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子父子家庭の増加 <p>○生活保護率の高さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の減少 ○担い手の減少 ○認知症・徘徊への対策 ○高齢者の緊急・災害時対応 ○成年後見制度の利用率の低さ ○高齢者の詐欺被害防止 ○貧困家庭の子どもの早期発見 ○他市からの転入家庭の子どもへの対応 ○障害者基幹相談支援センターの機能拡張 ○「親亡き後」の自立支援 ○要保護者への自立支援 ○防災意識の希薄さ ○福祉避難所の確保
本市の方針	①健康寿命の延伸



第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

市民みんなが安心して、
いきいきと暮らせるまちづくり

第6次直方市総合計画で示された3つの『基本目標』のうち「ひと」に関連する基本目標を、本計画でも踏襲し、【市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり】を基本理念とします。

2 基本目標

基本理念を達成するために、次の3つの基本目標を掲げ、計画を推進します。

①協働の地域とひとづくり

これからの福祉のまちづくりを進めていくためには、市民が本市の一員として自発的に活躍することが不可欠です。

そのために自分の住む市について関心を持ってもらい、市民が活躍しやすい地域づくりを進めます。

②暮らしをささえる基盤づくり

多様な主体との協働のまちをつくるためには、その前提として自らの健康を維持することが重要です。

人々が健康で、幸福に暮らせるように、またその健康と幸福が将来の子どもたちまで含めて、末永く継続するように、暮らしをささえる基盤づくりを進めます。

③参加と連携のしくみづくり

一人ひとりが行う自発的な地域づくり活動が活発化しても、一つの組織だけですべての課題を解決することは不可能です。人と人、人と組織、組織と組織とが情報を交換し合い、連携しながらの地域づくりが不可欠です。

このような参加や連携のための開かれたしくみづくりを進めていきます。

3 計画の体系

基本理念

市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり

基本目標

- ① 協働の地域とひとづくり
 1. 広報啓発・福祉教育
 2. ボランティア育成
- ② 暮らしをささえる基盤づくり
 1. 包括的相談支援体制
 2. 健康寿命の延伸と福祉サービス
 3. 子どもの幸せの実現
 4. 権利擁護対策の推進
 5. 経済的支援
- ③ 参加と連携のしくみづくり
 1. 交流促進
 2. 連携強化
 3. 機能強化
 4. 地域と連携した災害対策

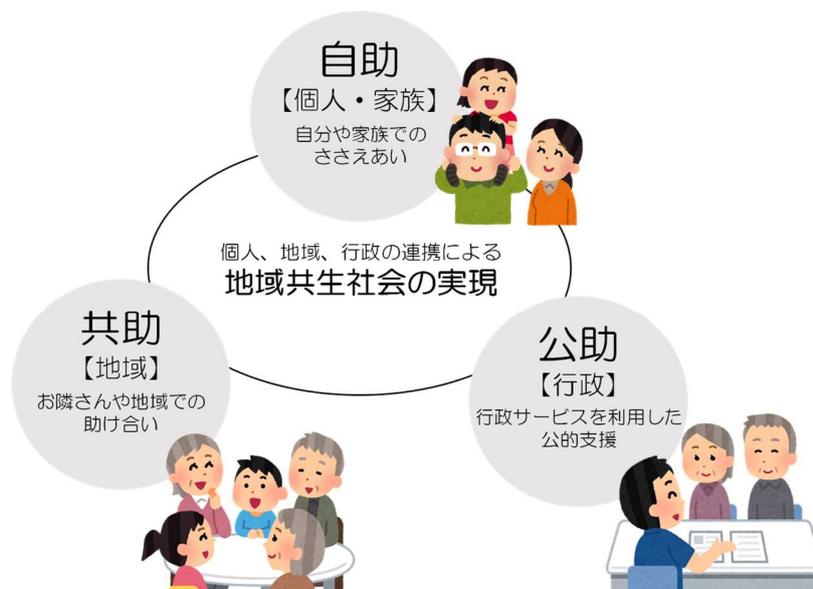
【「地域福祉計画に盛り込むべき事項」と本市施策の対応表】

		地域福祉計画に盛り込むべき事項					
		取の障地 り他害域 組の者にお む福祉福 べき祉ける 事関、高 項し、児 共の 通の福祉 し祉祉 てそ、	項適地 適切域 なにお 利用ける の福 促進祉 にサ 関ー すビ 事ス の	すと地 るす域 事るに 項事業 の社 健全会 な福 発祉 達を に目 的的	民の域 の参福 加祉に の促 進する 活動 への住	す包 括的 な支 援体 制の 整備 に関	
本市 の 施 策	基本目標① 協働の地域と ひとづくり	広報啓発・福祉教育	○	○		○	○
		ボランティア育成	○		○	○	
	基本目標② 暮らしをささえる 基盤づくり	包括的相談支援体制	○	○	○		○
		健康寿命の延伸と 福祉サービス	○				○
		子どもの幸せの実現	○				○
		権利擁護の推進	○	○			○
		経済的支援	○				○
	基本目標③ 参加と連携の しくみづくり	交流促進	○	○		○	
		連携強化	○	○	○	○	
		機能強化	○	○	○	○	
		地域と連携した災害対策	○	○		○	
		福祉圏域のイメージ(p.2)	○				○
		計画の推進(p.49)	○		○		

第4章 施策体系と取り組み事項

先に掲げた基本理念、そして基本目標を実現するために下記の図に示す「自助」「共助」「公助」の考え方を基礎に各種取り組みを推進していきます。

【自助・共助・公助のイメージ】



○自助とは

自らの暮らす地域や生活内での課題は「他人事」や「行政におまかせ」では十分な解決はできません。日常生活の中の様々な課題に対し、自らや自らの家族内で話し合い・ささえあいながら解決を進めていくことが自助です。

○共助とは

地域に暮らす人々は福祉の受け手であり、担い手でもあります。隣近所をはじめ、自治会・ボランティア団体など様々な組織に参加しながら、地域で連携を深めて、共にささえあいながら地域の課題の解決を図っていくことが共助です。

○公助とは

個人や家族（自助）、地域や団体の力（共助）だけでは解決できない福祉課題に対し、行政がその取り組みを支援するとともに、地域福祉を総合的に推進するための環境づくりを行うことが公助です。

1 基本目標①：協働の地域とひとつくり

1. 広報啓発・福祉教育

《基本的な考え方》

市民が自分の利用したい福祉サービスを適切に選び、利用するためには、まず、福祉制度やサービスの内容、利用方法等の必要な情報を手に入れなければなりません。

福祉に関わる制度やサービスの内容は、近年、めまぐるしく変化していますが、さまざまな方法で、誰にとってもわかりやすい情報を提供していくことが必要です。

このため、すべての市民が、福祉制度やサービスについての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、さまざまな手段や機会を活用して情報提供します。

また、高齢者や障がい者などに配慮して情報提供の方法を工夫するなど、情報のバリアフリーにも取り組みます。

私の取り組み（自助）

- 地域共生社会について積極的に学び、理解しましょう。
- 直方市の福祉サービス・取り組みについて調べましょう。

地域の取り組み（共助）

- ご近所さんの困りごとを相談されたら共に助け合いましょう。
- 地域の現状を踏まえて、地域共生社会について話し合いましょう。

本市の取り組み（公助）

●情報提供

「市報のおがた」や「つながるのおがた」のメール配信、ホームページ、SNSなどの幅広い手段を用いて、市民に必要な福祉情報の提供を行います。また、市報で福祉に関する特集掲載等を行うとともに、高齢者、障がい者、児童等の個別福祉分野ごとに、パンフレットやガイドブック、チラシ、インターネット等の媒体を活用し、各分野の福祉制度の内容やサービス事業者等の情報を詳細に提供します。

●人権教育の推進

女性や子ども、高齢者、障がい者などさまざまな人々の人権を尊重する思想の普及高揚を図り、地域の関係機関と連携して、人権教育及び啓発事業を推進していきます。

また、近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「福岡県障

がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」などの法律や条例が整備されています。本市では、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、適宜テーマ選定を行いつつ市民向けの講演会・研修等を実施・支援します。

●福祉に関する啓発の推進

市報やホームページで福祉に関する情報提供を行うとともに、市民が多く参加する各種講演会や講座等の機会を活用した福祉についての意識啓発に取り組みます。

直方市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、交流を通じた福祉理解促進の場の提供に努めます。

また、小中学校の特別活動や総合的な学習の時間等で年間指導計画に基づき、高齢者、障がい者等に対する理解促進のための学習を行います。

●情報バリアフリー

上記のような情報提供を行う際は、誰にとっても読みやすくわかりやすいものとなるよう、内容やレイアウトなどを工夫するとともに、わかりにくい専門用語を極力使わないよう配慮します。

また、視覚・聴覚障がい者等に配慮し、点訳や音訳、手話通訳での情報提供に努めます。

2. ボランティア育成

《基本的な考え方》

地域の中には、さまざまな手助けを必要とする人がいますが、これらの人に対しては、行政だけでなく、身近な地域で日常的な支援が行われることが大切であり、そのためのボランティアや地域活動等の担い手を育てていくことが大切です。

本市では、ボランティアやNPO全般に対する活動支援として、平成23年3月にボランティアサポートシステム「縁（ゆかり）ネット」を立ち上げ、ホームページ上での情報提供・登録システムの構築や、ボランティアコーディネーター等による相談・支援に取り組んでいます。また、福祉分野関連でも、介護予防ボランティアや認知症サポーターなどの育成や活動支援を行っています。

今後は、ひとりでも多くの市民がボランティア・NPOや地域活動等に関心を持ち、参加できるよう、情報提供や参加・活動の支援に取り組めます。

私の取り組み（自助）

- ボランティアやNPOの活動について調べて、参加しましょう。
- 「縁ネット」に登録しましょう。

地域の取り組み（共助）

- 地域でボランティア活動についての勉強会などを企画しましょう。
- 地域の中で困りごとを助け合える体制を整えましょう。

本市の取り組み（公助）

● 福祉分野におけるボランティアの育成と活動支援

高齢者福祉分野では、市民ボランティア団体と協働し、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターの育成に取り組めます。

障がい者福祉分野では、手話講習会や朗読ボランティア講習会等の開催により、障がい者に対するボランティアの育成に取り組めます。

児童福祉分野では、ファミリー・サポート・センター事業の「まかせて会員」（子育てを終了した人等による有償ボランティア）等の育成に取り組めます。

● ボランティア全般の育成と活動支援

生涯学習の一環として、ボランティア関連の各種講座の周知と参加促進に取り組み、ボランティア希望者への情報提供を行います。また、「縁（ゆかり）ネット」やボランティアコーディネーターの活用等によりボランティアニーズとボランティア提供者をつなぐなどの支援に努めます。

2 基本目標②：暮らしをささえる基盤づくり

1. 包括的相談支援体制

《基本的な考え方》

人々のライフスタイルが多様化したことに伴い、人々が抱える悩みごと也多様化しています。この中には一つの組織や部署のみで対応することが難しい悩みごとも多くあります。このような制度の狭間を各関係組織・部署の協力と相互に行われる情報提供のもと、可能な限り小さくし、困っている人が適切な支援に到着できるよう道案内できる相談体制を構築します。

私の取り組み（自助）

- 困っていることについての相談窓口を調べてみましょう。
- 困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないようにしましょう。

地域の取り組み（共助）

- 誰もが気軽に交流でき、悩みを抱えている人が気兼ねなく相談できる場をつくりましょう。
- 自治体の相談窓口などと連携しつつ、困っている人を支援につなげるためのしくみをつくりましょう。

本市の取り組み（公助）

- 制度の狭間を生まないための分野間連携の強化
高齢障がい者への対応、障がいを抱える人の子育て支援、18歳未満の障がい児への療育支援から就労支援への転換など、各分野を横断した課題を抱える人に対し、適切な対応が行えるよう、各福祉分野に関係機関が連携して総合的な支援が行える体制を構築するとともに、制度の隙間に陥る人がないように、高齢者・障がい者・児童福祉分野間の連携にも配慮していきます。
- 高齢者福祉分野での相談体制の充実
高齢者に関する総合相談や権利擁護、地域の関係者のネットワークづくり等を行う「地域包括支援センター」を市直営で設置し、さらに身近な地域で初期的な相談に対応する「在宅介護支援センター」を日常生活圏域ごとに4か所に設置しています。
今後もこの体制を維持するとともに、電話や窓口での相談のほか、訪問による相談を継続していきます。

●障がい者福祉分野での相談体制の充実

基幹相談支援センターの役割強化を行い、今後も、直方市における障がい福祉分野の中核事業所として機能拡充を目指していきます。専門的な取り組みとしては、直方市内の各福祉事業所のスキルアップを図るための取り組み（研修等）や、自立支援協議会及び各専門部会運営のより一層の充実を目指します。これらの取り組みに加えて、市内における相談支援事業所（者・児）における専門性の充実と、新規事業所の獲得を目指します。

●児童福祉分野での相談体制の充実

妊娠期から子育て期にわたる母子保健や子育てに関する相談に包括的・継続的に対応できるように、保健師等の専門職による切れ目のない支援が行える体制の強化に取り組みます。

●生活支援に係る多様な相談機会の確保

市民が生活するうえで、複雑化・多様化している悩みを解決するための支援として、直轄広域消費生活センター等の関係機関と協力しながら消費者相談や労働相談、法律相談などを実施します。また、市民周知、広報活動等をホームページや市報などを活用して、相談したい市民が漏れなく相談できるようにしていきます。

●民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は地域住民にとって最も身近な相談支援者であるとともに、地域福祉の第一線を担う重要な存在です。本市では民生委員・児童委員と更なる連携強化を図り、市民の側からの多様化した福祉ニーズの聞き取りと、地域の中でのささえあいの支援を推進します。

2. 健康寿命の延伸と福祉サービス

《基本的な考え方》

福祉サービスの目的は支援が必要となったすべての人が幸福に暮らせるよう支援を行うことです。このためには公的な福祉サービス提供の前段階として、人々が健康であることも重要なポイントとなります。本市では地域で健康づくりと介護予防の輪を広げ、地域住民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らしていくことのできる環境づくりを進めます。

また、今後、少子高齢化の進行により福祉サービスニーズはさらに増大することが見込まれますが、その一方では介護職や保育士等のサービスの担い手不足が全国的な課題となっており、本市でも例外ではありません。

この状況を乗り越えるために、市民の多様なニーズに対応した福祉サービスを質・量ともに確保できるよう、社会福祉法人や企業等だけでなく、ボランティアやNPO、住民等の多様な担い手の参画促進に努めながら、福祉サービスの充実に取り組みます。

私の取り組み（自助）

- 直方市の福祉サービスについて調べてみましょう。
- 個人の健康に対する意識を高め、生活習慣病予防等、健康づくりに努めましょう。
- 健康に関する教室や講座に参加し、健康に関する意識を高めましょう。

地域の取り組み（共助）

- 地域で健康づくりのためのイベントを実施しましょう。
- 市や地域、事業所が実施する健康づくりのためのイベントへの参加を促進しましょう。
- 行政と連携しつつ、地域でできる福祉活動のための情報を共有しましょう。

本市の取り組み（公助）

- 介護サービス・高齢者福祉サービスの充実

「直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスやその他の高齢者福祉サービスの充実に努めます。

介護保険施設等については、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、平成30年度に介護老人福祉施設の50床新設、令和2年度に30床増設の整備について、推薦事業者の選定を行い、平成30年度に推薦した介護老人福祉施設については令和元年11月に事業を開始しています。

生活支援・健康づくり・介護予防サービスについては、地域におけるささえあい体制づくりのために地域資源の情報発信と地域の事業主体との連携を目指し、地域における資源の掘り起こし件数や生活支援コーディネーターが地域の会議等に参加した回数の増加に努めていきます。

●健康寿命の延伸

「直方市健康増進計画」、「特定健康診査等実施計画」、「データヘルス計画」に基づき、市民の健康増進を推進します。

本市では人々が健康に生活でき、健康である期間を1年でも延伸するために、生活習慣病予防や介護予防といった予防事業と社会環境の整備等の取り組みを推進してきました。

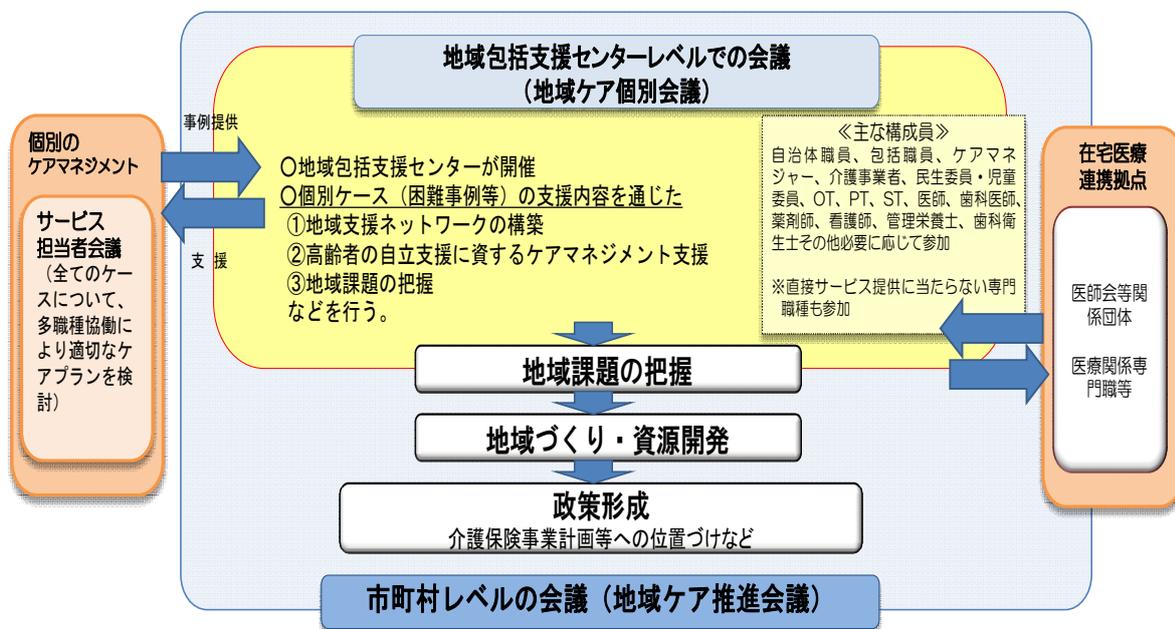
この目的のために、病気の早期発見・予防のための特定検診・がん検診の受診促進、健康診査や介護予防活動等の利用者にポイントを付与する「のおがた元気ポイント事業」、健康づくり・介護予防に関する各種情報提供、普及啓発などの取り組みを今後も継続していきます。

●地域ケア（個別）会議の充実（高齢者福祉分野）

地域ケア会議は、その推進によって、ケアマネジャーの資質向上、高齢者個人に対する支援の充実とそれをささえる社会基盤の整備を同時に図ることが可能であることから、地域包括ケアシステムの構築に非常に有効であるとされています。

本市では、この地域ケア会議を、支援を必要とする高齢者へのより適切な支援内容を検討する「地域ケア個別会議」として平成27年度から開催しています。今後は生活支援コーディネーターによる詳細な地域資源の提供やサービス事業所の参加によりこれまでよりさらに連携を進め、より地域のニーズに沿った支援を充実させていきます。

【地域ケア会議の制度概要（イメージ）】



●障がい者福祉サービスの充実

基幹相談支援センターを地域における相談支援の中核的な役割を担い、権利擁護や虐待防止等の業務を総合的に行うセンターとして機能の充実を図ります。また、地域移行支援、地域定着支援を行うことのできる事業所の機能拡張を図るため、各事業所等との協議のもと、本市に足りない事業所に関しては協議を行っていきます。

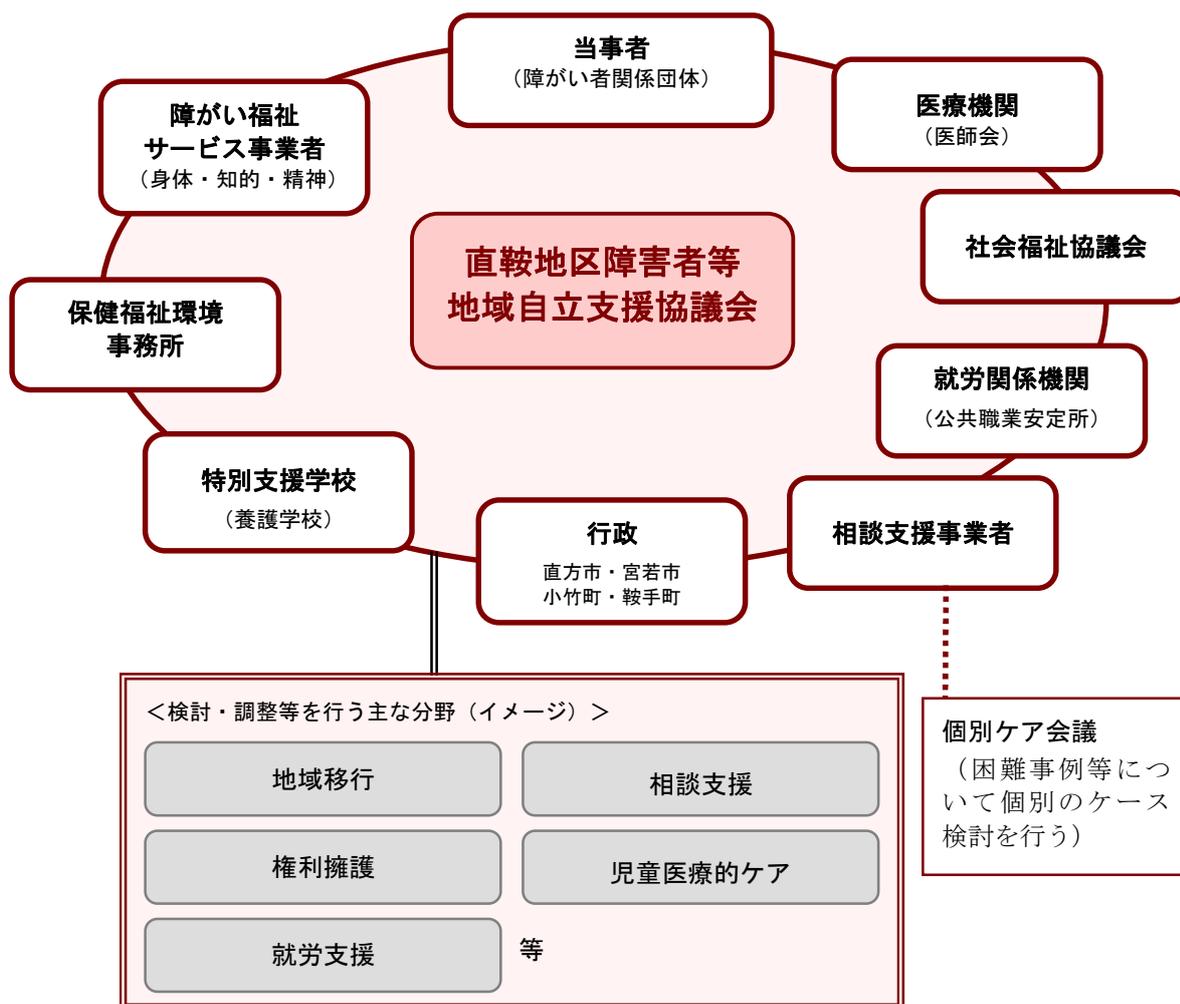
●障害者等地域自立支援協議会の充実（障がい者福祉分野）

障がい者福祉に関わる多様な関係機関・団体のネットワーク組織として、直鞍地区2市2町共同で、直鞍地区障害者等地域自立支援協議会を設置しています。

また、市町村が施策として充実させなくてはならない分野等が幅広くなったことと合わせ、発達障がい分野、精神医療・福祉分野、重度障がいを抱える児童等の支援を推進していきます。

現在、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた課題への対応が求められているため、地域生活支援拠点を整備し対応できる体制を整備していきます。

【直鞍地区障がい者等地域自立支援協議会の概要】



●福祉サービスの人材確保と質の向上

国・県やサービス事業者等と連携して、介護職や保育士等の福祉サービスに係る専門職の確保や、専門職としての資質向上のための研修等に取り組みます。

加えて、国・県等と連携して、サービス事業所に対する指導や監査を実施し、適正な事業運営と事業所としての質の確保・向上を促します。

高齢者の介護予防・生活支援サービスや、児童のファミリー・サポート・センター事業など、住民活動をはじめとした多様な主体が福祉の担い手として活動できるしくみづくりに取り組みます。

●民生委員・児童委員との連携

地域住民にとって身近な相談支援者である民生委員・児童委員は、地域における高齢者福祉や障がい者福祉の推進において重要な存在です。今後もさらなる連携強化を図りつつ、支援の必要な高齢者・障がい者の発見と地域の中でのささえあいの支援を図っていきます。

3. 子どもの幸せの実現

《基本的な考え方》

活力のあるいきいきとした地域の実現のためには、その地域の将来を担う子どもたちの幸せを実現する必要があります。一方で本市の中にも貧困の中で生活を送り、文化や芸術、その他の様々な経験を体験することができない子どもたちが存在します。加えて、子どもたちの中には潜在的なネグレクトが疑われるようなケースもあり、子どもたちを取り巻く家庭・生活状況改善のための支援を行うことが求められます。

このような現実に関わり、地域に住むすべての人が目を向け、すべての子どもたちが貧困の負の連鎖から抜け出し、望む教育・芸術・文化へと到達できるように、地域の中で子どもたちを守り、育てるためのしくみづくりを行っていきます。

私の取り組み（自助）

- 子どもたちに残してあげたい直方市の姿について考えてみましょう。
- 生活や子育てに困ったときに気兼ねなく話せる相談先をつくりましょう。
- 支援制度について調べましょう。

地域の取り組み（共助）

- 子育てに関する困りごとを気軽に相談できる場をつくりましょう。
- 地域の子どもたちを皆で見守る地域づくり・意識づくりをしましょう。

本市の取り組み（公助）

- 保育サービス等の充実

「直方市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援新制度における各種保育サービス等の充実を図ります。

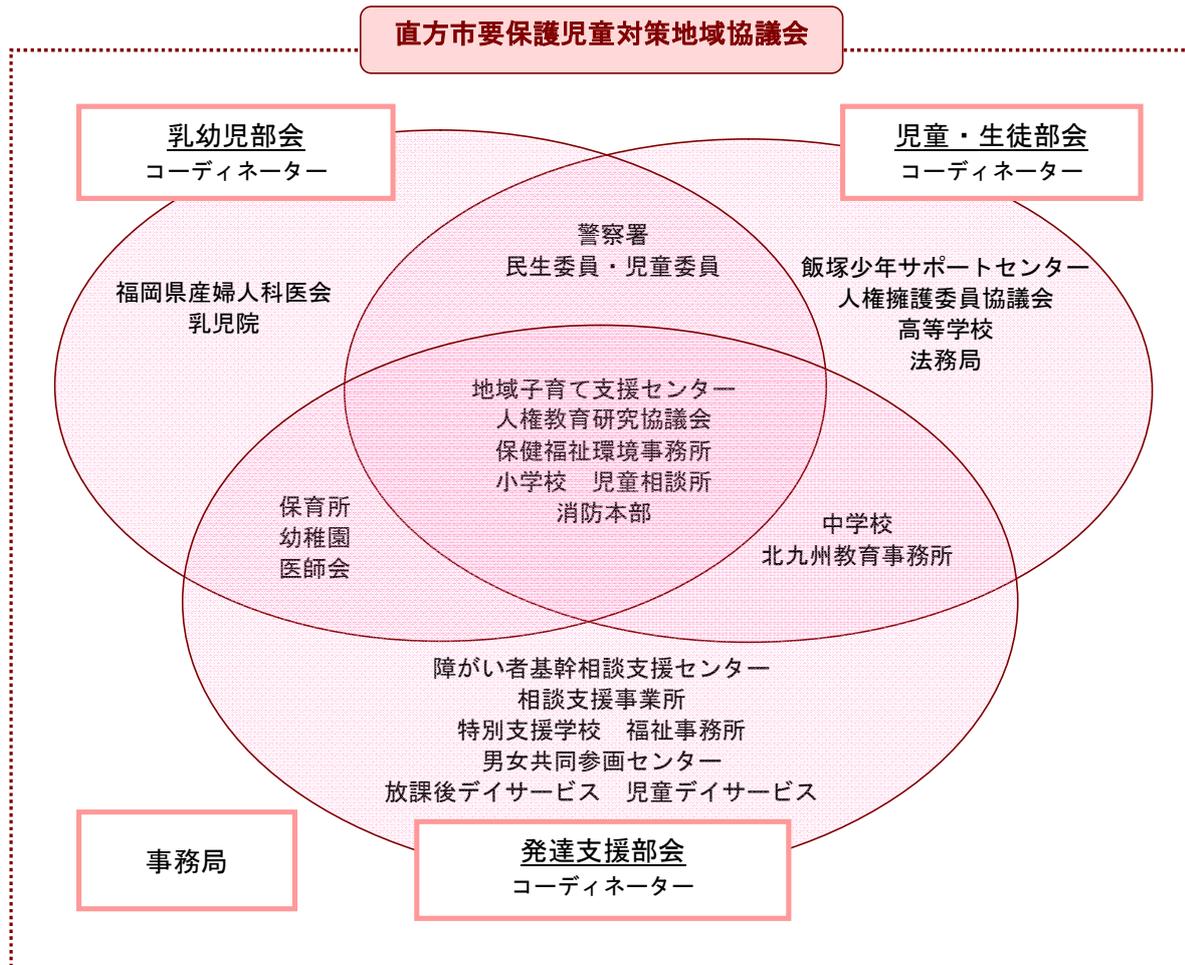
保育サービスの受け皿としては、保育士不足により定員よりも少ない受け入れ人数となっていることもあるため、「保育士奨学金返済支援事業補助金」の創設や保育士の合同就職説明会を開催するなどの保育士確保事業を実施していきます。

また、延長保育や病児保育、一時預かりの実施、地域子育て支援事業等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに事業の充実を図ります。

●要保護児童対策地域協議会の充実（児童福祉分野）

児童虐待や非行、障がい児等も含め保護や支援を必要とする児童のさまざまな問題について対応するため、直方市要保護児童対策地域協議会のもと、部会を設けて検討・協議する体制を構築し、各部会及び協議会全体の機能充実を図っていきます。また、令和2年度に設置した子ども家庭総合支援拠点を活用し、急増する相談への対応に取り組みます。

【直方市要保護児童対策地域協議会の概要】



●民生委員・児童委員との連携

地域住民にとって身近な相談支援者である民生委員・児童委員及び主任児童委員は、地域における子どもの幸せの実現においても重要な存在です。今後もさらなる連携強化を図りつつ、支援の必要な児童の発見と地域の中でのささえあいの支援を図っていきます。

●学校での福祉教育の推進

小中学校の「総合的な学習の時間」等も活用しながら、教育指導計画に基づき、高齢者、障がい者等に対する理解促進やささえあう福祉意識の醸成を図るための福祉教育の推進に努めます。

●子育て世代包括支援事業センター機能の充実

児童虐待や貧困といった問題の背景には、原因が複雑に絡みあって家庭内に存在していることが多く、支援が必要な人ほど家庭に引きこもりがち・地域で孤立しがちであるなど、ニーズの把握が非常に困難です。そのような潜在的なニーズの把握を行うためには、長期的なかかわりの中で信頼関係を構築することが非常に重要です。

そのため、本市は、妊娠期から出産、乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。また、家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターと一体的に取り組むことで、より切れ目のない支援の体制・機能強化に努めます。

4. 権利擁護対策の推進

《基本的な考え方》

高齢化や核家族化の進行等に伴い、認知症高齢者の財産管理トラブルや悪質な訪問販売等による消費者被害、高齢者や障がい者、児童等に対する虐待など、権利擁護に係る問題が増加しており、国においても虐待防止やその他の権利擁護に係る法制度の整備が進められてきました。

本市においても、各個別福祉分野の計画に基づき虐待防止や権利擁護のしくみづくりを進めています。

今後も各分野において地域の関係機関と連携しながら、市民をさまざまな権利侵害から守るための権利擁護対策を推進していきます。

また、虐待や権利擁護に係る問題の背景には家庭内に複合的な課題があることが多いため、各分野間の連携強化に努めます。

私の取り組み（自助）

- 成年後見人制度について調べてみましょう。
- 困りごとがある場合は直轄広域消費生活センターなど各相談機関に相談しましょう。
- 虐待やその相談機関について調べましょう。

地域の取り組み（共助）

- ご近所さんの異変に気づいたら、早急に相談機関に連絡しましょう。
- 地域での見守り活動によって、問題の早期発見や相談機関への連絡体制を構築しましょう。

本市の取り組み（公助）

- 成年後見制度等の活用促進
成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、直方市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用支援に取り組みます。
成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者等に対して、成年後見制度の説明や申立ての支援等を行います。
- 消費者被害の防止
悪質商法から高齢者や障がい者等を守るため、社会状況の変化に伴い多様化する消費者問題の情報提供や被害防止についての啓発、消費者相談等、直轄広域消費生活センターや警察等と連携し進めます。

●虐待の防止

直方市地域包括支援センターの社会福祉士を中心に、高齢者虐待に関する相談等に対応するとともに、関係機関と連携して虐待防止や早期発見等の対応に取り組みます。

障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する相談等に対応するとともに、直鞍地区障害者等自立支援協議会等において関係機関と連携して虐待防止や早期発見等の対応に取り組みます。

保護者の子育て不安の緩和及び児童虐待の防止・早期発見の観点から、母子保健事業や直方市地域子育て支援センター等での子育てに関する相談支援の充実を図ります。また、直方市要保護児童対策地域協議会を中心に研修等を行い、児童虐待及び虐待に係る通告義務の認知度を上げていくとともに、児童虐待を早期に発見し、関係機関と連携して解決につなげていくよう努めます。

5. 経済的支援

《基本的な考え方》

長引く景気の落ち込みによる雇用情勢の悪化や雇用形態の多様化等により、本来、就労できるはずの若い世代も仕事がなかったり、収入が少なかったり、生活困窮に陥っている人の増加が社会問題となっています。このような状況に対応するため、平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されるなど、生活保護に至る前の段階からの自立支援策の強化が求められています。

本市においても近年、生活困窮者の相談内容が多岐に渡っていることから、自立相談支援事業の調整役として、担当職員を1名配置して対応を行っています。

生活困窮者の多くは、仕事に就けないだけでなく、家庭や生活の面で様々な課題を抱えており、その背景として、社会的孤立や孤独、社会的排除、心身の障がいや不安などの要素が含まれることが多くあります。このことから、経済的困窮という表面上の課題のみに対応しても本質的な解決にならないことも多く、社会的に孤立したままでは経済的自立の継続も難しいと考えられます。

このような状況を踏まえ、地域やハローワーク等の関係機関、サービス事業者等とも連携しながら、関連法制度に基づいた適正な支援の推進に取り組みます。

私の取り組み（自助）

- 生活保護制度や自立支援制度について調べましょう。
- 困りごとで行き詰ってしまう前に、気軽に相談してみましょう。

地域の取り組み（共助）

- 生活が難しい人に声をかけたり、なぜ難しいのか理解してあげたりする意識づくりをしましょう。
- 生活困窮に陥りそうな（陥っている）人を相談機関につなげられる体制づくりをしましょう。

本市の取り組み（公助）

- 生活困窮者の自立に向けた適正な支援

関係部署やその他の関係機関等と連携しつつ、生活困窮者に係る相談業務を行います。

生活困窮者の自立を阻害する要因ごとの支援策を類型化し、各種福祉施策やその他の生活支援施策も組み合わせつつ、それぞれの置かれている状況に最も適した支援策を実施することで、経済的自立や社会生活、日常生活の自立の推進を図ります。

また、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度については、適正な審査や運用により、安定しかつ信頼される制度の運営に努めます。

3 基本目標③：参加と連携のしくみづくり

1. 交流促進

《基本的な考え方》

市民や関係団体等が、個々で福祉に関わる活動に取り組むとともに、地域単位で密接につながりあってこそ、地域で手助けを必要としているさまざまな人たちをささえる力が増します。

本市においても人口減少や少子高齢化が進む中、地域の中には、高齢者や障がい者、子どもと子育て家庭など、支援を必要としているさまざまな人が存在しています。

これらの人々に対する支援については、多様な関係団体が地域単位でつながって行うことが大切であり、より身近な単位で地域の関係者が連携しながら、支援を要する人を把握し、協力して支援していくネットワークづくりが必要とされています。

今後も、このような活動を推進しながら、身近な地域単位で支援を要する人の把握やささえあいのためのネットワークづくりに取り組みます。

私の取り組み（自助）

- 地域で孤立しないよう、ご近所さんとあいさつや世間話などをしましょう。
- 家族と一緒に地域のイベントごとに参加しましょう。

地域の取り組み（共助）

- 地域の人たちがだれでも参加できる行事を企画しましょう。
- 地域の団体・組織のメリットや活動等をPRし、加入を促進しましょう。

本市の取り組み（公助）

- 地域でのささえあい活動の推進

直方市高齢者等SOSネットワーク見守り登録事業や認知症SOSネットワーク模擬訓練、認知症サポーター養成講座などの普及啓発事業と連動しながら、住民主体による高齢者支援のネットワークづくりや見守り活動等の支援に取り組みます。

また、子ども・子育てに係るささえあい活動の一環として、ファミリー・サポート・センター事業の推進を図ります。

- 小地域福祉活動の推進

各校区社会福祉協議会は自治会や民生委員児童委員協議会、直方市社会福祉協議会等と連携し、単身高齢者への訪問や見守り、または敬老の日前後にいこいの村での高齢者のつどいを開催するなどの小地域福祉活動を推進しています。

●生活困窮者支援を通じた地域づくりの推進

地域の関係者等と連携して、生活困窮者支援に取り組むことで、既存の社会資源の把握や活用にとどまらない新たな社会資源の創出や住民の理解の促進、必要な地域支援ネットワークの構築等が進むことが期待されます。生活困窮者への支援にあたっては、その取り組みを通じてささえあう地域づくりの推進を注視しながら取り組みます。

2. 連携強化

《基本的な考え方》

本市には、地域福祉推進の中核的組織である直方市社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員や自治会、シニアクラブ、障がい者やその家族等の当事者団体、子育て支援組織や子育てサークルなど、さまざまな団体が地域で活動しており、今後もこれらの活動団体が、それぞれの特性を活かしながら、地域福祉の取り組みを進めていくことが大切です。

このため、地域のさまざまな団体と連携し、地域福祉のための活動を促進します。

私の取り組み（自助）

- 地域のために働いている自治会やボランティアについて調べましょう。
- 地域で孤立しないよう、地域で活動している団体に加入しましょう。

地域の取り組み（共助）

- 相談機関との連絡体制を構築し、問題を抱える人の早期発見を心がけましょう。
- 各種組織と協力して、福祉意識醸成のための勉強会、意識啓発活動を行いましょう。

本市の取り組み（公助）

● 民生委員・児童委員との連携

地域住民にとっての身近な相談支援者である民生委員・児童委員、及び主任児童委員は、地域福祉推進においても重要な存在であるため、今後もさらなる連携強化を図ります。

● 地域等との連携の強化

直方市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会等の地域の関係者をはじめ、ハローワーク等の関係機関や福祉サービス事業者等との連携を強化します。

● 社会福祉協議会との連携

本市の地域福祉推進の中核である直方市社会福祉協議会と今後もさらなる連携強化を図り、福祉に関する啓発や小地域福祉活動、福祉ボランティア育成等の地域福祉に関わる取り組みを推進していきます。

● 避難行動要支援者対策の強化

障がい等により自力で避難することができない人や、家族等の支援が得られない人など、介助等の支援を必要とする避難行動要支援者について、名簿の整理や個別支援計画の作成を行い、消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と連携した支援対策を強化します。

3. 機能強化

《基本的な考え方》

積極的な活動を行っている各団体と連携を強化し、福祉のためのネットワークを構築していくとともに、築き上げたネットワークで行えることを増やしていくことも必要となってきます。

本市では行政という立場からでは見つけづらい地域の中にいる支援を必要とする方々の把握のための取り組みを地域と連携し行ってきました。今後はこの要支援者の把握をよりきめ細かく行い、一人で困り続ける人がいなくなるように、ネットワークの機能強化に努めます。

私の取り組み（自助）

- 地域で行われている取り組みについて調べましょう。
- 自分の困りごとを気軽に相談しましょう。

地域の取り組み（共助）

- 支援が必要な人たちのお手伝いができるように地域でしくみを整えましょう。
- 支援を必要としている人がいたら、相談機関へと連絡してみましょう。

本市の取り組み（公助）

- 地域での要支援者の把握

民生委員・児童委員や自治会等と連携して、身近な地域の中で高齢者や障がい者等の支援を要するおそれがある人を把握し、適切な支援につなげられるネットワークづくりに取り組みます。

4. 地域と連携した災害対策の推進

《基本的な考え方》

想定を超えるような大きな災害に対処するためには、行政と地域、そして、各家庭が一緒になって安全・安心な地域づくりを行うことが重要です。そのため、自主防災組織の設立を推進し、この自主防災組織を中心に行政と一体となって、災害の事前の予防・準備、そして災害後の応急・復旧に対応できる地域づくりの推進が必要です。

本市では、平成 19 年から地域での自主防災組織づくりに着手し、平成 22 年からは障がい者等の災害時避難行動要支援者（旧：災害時要援護者）の台帳作成に取り組んできました。

今後も、市民を災害から守るため、地域の防災意識を高め、地域と連携した災害対策の推進に取り組めます。

また、大規模な災害が発生し、被災地域においてボランティアによる円滑な救援活動が必要となった場合、直方市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターと連携し、協力及び支援体制の確立を図ります。

私の取り組み（自助）

- 災害時の避難場所、避難ルートについて確認しましょう。
- 地域での避難訓練に参加しましょう。

地域の取り組み（共助）

- 災害時の避難場所や避難ルートについて地域の中で話し合ひましょう。
- 避難が難しい人の避難方法について話し合ひましょう。
- 自主防災組織を組織しましょう。

本市の取り組み（公助）

- 地域の防災体制の支援

地域の自治会が構成主体となる自主防災組織の設立や、学習会や講座等を通じた防災知識の普及啓発、防災訓練などに取り組めます。また、それらが利用する防災用資機材の整備に対し支援します。

- 福祉避難所の確保

災害時にさまざまな市民が避難することを想定し、障がい者等を受け入れる地域の多面的機能を有した関連施設と災害協定の締結を進めています。また、災害時の交通状況などの地理的要因にも配慮した福祉避難所の確保を継続して行っています。

第5章 計画の推進

1. 連携体制の強化

本計画で示した施策を推進するためには、住民、地域の関係団体、そして行政が計画の中で示されたそれぞれの立ち位置・役割を正しく認識し、連携・協力していくことが必要となります。

本市では、関係機関・団体等との役割を踏まえながら、相互の役割を尊重しながら、相互に連携・協力を図ります。また市行政内部における関係各課とも連携を図ることで、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進を一丸となって総合的に進めていきます。

2. 社会福祉協議会との連携

直方市社会福祉協議会は、昭和26年11月に創立し、自治区・公民館、民生委員・児童委員、ボランティアグループ、社会福祉関係団体・校区社協、福祉・教育・医療、社会福祉に知識を有する人など関係機関の参加・協力のもと、住民の主体的な活動を基本原則として地域の福祉問題の解決に取り組み、地域に暮らす一人ひとりが人間として尊重され、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり（地域福祉）を組織的に進めています。

本市は、市と社会福祉協議会が果たすべき役割を相互に理解するため、協議の場を持ちながら社会福祉協議会の基盤の整備強化を進めていきます。

3. 計画の進行管理

本市を取り巻く環境は常に変化し続けています。これらの環境変化に迅速に対応するため、必要に応じて事業を見直し、新たな事業の実施も視野に入れた改善活動を行っていきます。

また、今後の社会経済状況の変化や国の新たな施策などには柔軟に対応していきます。

資料編

1. 直方市地域福祉計画策定委員会規則

令和2年4月8日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則が、直方市付属機関設置条例（平成28年直方市条例第30号）第4条の規定に基づき、直方市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」と言う。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて直方市地域福祉計画の策定について調査及び審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉に識見を有する者
- (3) 地域の実情に識見を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を1名及び副院長2名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐する

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第7条 委員長は、要領筆記によって記載した会議録を作成し、保管させるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

2. 直方市地域福祉計画策定委員会名簿

(敬称略)

	区分	委員名	職位等	役職
1	学識経験を有する者	キサキ ノブシ 鬼崎 信好	久留米大学 社会福祉学科 教授	会長
2	地域の実情に識見を 有する者	オオツボ キヨミ 大坪 喜代美	直方市民生委員児童委員協議会 会長	副会長
3		タシロ エイジ 田代 英次	直方市自治区公民館連合会 会長	副会長
4	社会福祉に識見を 有する者	コマヤマ ヒロト 駒山 博人	直方市社会福祉協議会 事務局長	委員
5	その他市長が必要と 認める者	コガ ジュン 古賀 淳	市民部長	
6		ヤスナガ ユミコ 安永 由美子	教育部長	
7		テシマ ヨウジ 手島 洋二	保護課長	
8		イケモト タカユキ 池本 隆幸	高齢者支援課長	
9		シオタ レイコ 塩田 礼子	こども育成課長	

3. 計画策定の経過

年 月 日	会議名等	会議内容等
令和2年7月16日 ～9月15日	施策調査シート配布・回収	健康福祉課より各課へ配布
令和2年9月29日	関係部署ヒアリング実施	各課担当者へヒアリング
令和2年10月2日	第2次直方市地域福祉計画策定委員会 (第1回)及び委嘱状交付式	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付式 ・委員長・副委員長選出 ・概要説明 ・直方市基礎統計説明 ・施策調査・ヒアリング結果報告 ・今後のスケジュール
令和2年12月18日	第2次直方市地域福祉計画策定委員会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・前回委員会からの修正箇所の報告 ・第2次直方市地域福祉計画(案)についての報告 ・今後のスケジュール
	パブリックコメントの実施	
	第2次直方市地域福祉計画策定委員会 (第3回)	

直方市地域福祉計画【第2次計画】

発行年月 令和3年3月

発行 直方市市民部 健康福祉課
〒822-8501

福岡県 直方市殿町7番1号

電話 0949-25-2134

F A X 0949-25-2135